

健康福祉局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく 評価結果等について

本市では、各外郭団体が一定期間における主要な経営目標を本市との「協約」として掲げ、経営の向上を促進する「協約マネジメントサイクル」の取組を進めています。

各団体において取組を進めている「協約」については、目標に対する進捗状況の確認及び経営を取り巻く環境の変化への対応について毎年度振り返りを実施するとともに、横浜市外郭団体等経営向上委員会（以下「委員会」という。）による評価を実施し、マネジメントサイクルの効果の向上及び団体経営の健全化を図っています。

これらについて、令和5年度の取組実績を踏まえ、協約の進捗状況の確認及び振り返りを実施しましたので御報告します。

また、健康福祉局の所管する外郭団体については、協約期間が令和5年度までとなっていたため、委員会での議論を踏まえ、令和6年度からの「協約等(案)」を作成しましたので御報告します。

1 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

(1) 協約の取組状況

ア 令和元年度に定めた団体経営の方向性等

(ア) 団体経営の方向性

「引き続き経営の向上に取り組む団体」

(イ) 協約の期間

令和元～令和5年度

イ 主要目標の取組状況等（抜粋）

(ア) 公益的使命の達成に向けた取組

① 身近な地域の見守り・支え合い活動の推進

協約期間の 主要目標	<p>①地区社協の取組強化</p> <p>(ア)区社協による地区社協への相談・支援の実施（随時及び年1回全地区社協に対する個別相談）</p> <p>(イ)市社協による地区社協検討会・全体会の実施（検討会年3回、全体会年1回）</p> <p>②行政・社協・ケアプラザによる効果的な地域支援の実施</p> <p>(ア)行政、区社協、ケアプラザ職員を対象とした、既存事例集を活用した研修の実施（6区×3年）、新たな実践事例集の発行、新たな事例集を活用した研修プログラムの構築・実施</p> <p>(イ)区社協、ケアプラザ職員を対象とした、各区で抱えている困難案件に対する事例相談会の実施</p> <p>③対象や世代を限定しない地域の居場所づくりの促進 4,000 か所 （単年度目標：令和元年度 3,440 か所、令和2年度 3,580 か所、令和3年度 3,720 か所、令和4年度 3,860 か所）</p>
---------------	--

<p>目標達成に向けて取り組んだ内容及び成果</p>	<p>① (ア) 日常的な地区社協への相談支援を行うことで、小規模の団体等の現状把握ができ、情報交換やアンケート調査等の活動支援につながりました。</p> <p>(イ) 地区社協検討会を市域での集合型による開催から、各区・各地区単位での共通テーマでの話し合いに変更しました。</p> <p>地区社協全体会の開催方法を見直し、各地区の取組の工夫等を集約したリーフレットを作成して配布するとともに、地区の実践事例発表を撮影した動画を地区社協に配信しました。</p> <p>開催方法を変更することで、より地域の実情の応じた課題の検討・解決に向けた話し合いができる機会が増えました。また、集約した事例を基に話し合いの場を設けることで、より多くの活動者に地区社協の取組や広く住民や団体とつながるネットワーク組織である地区社協の強みを認識してもらうことができました。</p> <p>② (ア) 区社協・ケアプラザ職員対象の研修を4区で実施しました。計76名の職員が参加し、住民と専門職が共に行う地域支援について理解を深めることができました。</p> <p>(イ) 18区で定例的に地域支援に関する事例を検討する地域支援会議を開催しました。各職場にある事例を基に地域の現状を把握し、支援の実践に向けた検討を行うことができました。</p> <p>③ 身近な地域でのつながりづくりや支援を受ける方の思いを大切にしたい地域づくりの手法を学ぶため、区社協職員や生活支援コーディネーターに対して研修・会議を実施しました。コロナ禍を経て、孤立がもたらす住民の生活の変化や、地域社会の認識を変えていく地域づくりの必要性を考える機会となりました。また、新たに広がりを見せている移動販売を通じて、住民・区社協・地域ケアプラザ・事業者が連携することで、健康支援、見守り、コミュニティの形成等、様々な効果が表れています。</p>		
<p>実績</p>	<p>前年度 (令和4年度)</p> <p>①(ア) 相談・支援(随時) (イ) 地区社協検討会 各区・各地区で実施 (18区) 全体会1回 (動画配信)</p> <p>②(ア) 研修4区(51名) 基幹研修開催(72名) (イ) 事例検討会 3ブロック54名</p> <p>③3,741か所</p>	<p>令和5年度</p> <p>①(ア) 相談・支援(随時) (イ) 地区社協検討会 各区・各地区で実施 (18区) 全体会1回 (動画配信) リーフレット発行</p> <p>②(ア) 研修4区(76名) 基幹研修開催(49名) (イ) 事例検討会 18区</p> <p>③3,771か所(3401か所・移動販売370)</p>	<p>当該年度の進捗状況等</p> <p>①、②達成 (地区社協や、地域を支援する行政・社協・ケアプラザのスキルアップについては、柔軟に手法を見直しながら実施できています。)</p> <p>③未達成 (地域の居場所づくりについては、コロナ禍により人が集まることさえもできない状況であったため、当初目標の達成には至りませんでした。移動販売の活用など新たな取組が進んでいます。)</p>
<p>今後の課題及び対応</p>	<p>① (ア) コロナ禍で、活動休止を余儀なくされたことにより、活動者も減少し、地域における活動の再開が難しくなっています。各区・各地区でのヒアリングや話し合い・支援を通じ、住民ならではの</p>		

	<p>「困りごとの把握、共有・検討、解決に向けた取組」という地区社協の基礎的活動の充実を図っていきます。</p> <p>(イ) 地域の実情に応じた柔軟な運営方法と活動の維持・存続に向け、支援を行っていきます。</p> <p>② (ア) 区状況に合わせた事例の設定や管理職含めた職員が説明・解説できる講座内容を検討・実施します。</p> <p>(イ) 各職場で実施できるプログラム・手法を構築するとともに、現場で牽引する管理職に対して情報共有をします。</p> <p>③ <u>居場所づくり等に向けた実践事例を集約します。また、担当者会議などを通じて、孤立に向き合う地域づくりに向けた専門職の理解を広げていくための実践事例を共有します。</u></p>
--	---

② 連携主体の拡充や多様な住民参加の仕組みづくり

<p><u>協約期間の 主要目標</u></p>	<p>①社会福祉法人現況報告書に地域における公益的な取組を掲載している法人数 200 法人 (単年度目標：令和元年度 145 法人、令和2年度 170 法人、令和3年度 185 法人、令和4年度 195 法人)</p> <p>②企業の地域貢献活動への相談・提案件数 450 件/年 (単年度目標：令和元年度 360 件/年、令和2年度 375 件/年、令和3年度 390 件/年、令和4年度 420 件/年)</p> <p>③寄附・遺贈に関する総合相談窓口の設置及び寄附文化の醸成の推進(市社協)</p> <p>(ア)相談件数 110 件 (単年度目標：令和3年度 91 件/年、令和4年度 100 件、5年度:110 件/年)</p> <p>(イ)寄附件数 157 件 (単年度目標：令和3年度 130 件/年、令和4年度 143 件、5年度:157 件/年)</p>
<p>目標達成に向けて 取り組んだ 内容及び成果</p>	<p>① 区社協やケアプラザがネットワークの中心となり、部会・分科会を通してモデルとなる事例を共有することで、社会福祉法人の地域貢献に向けた取組を支援しました。コロナ禍等の影響から、薄まりかけていた社会福祉法人と区社協・ケアプラザの協力体制を改めて構築できました。</p> <p>② ケアプラザが行う自主事業や地域で行われるサロン等で、企業と連携したプログラムを実施できるよう、周知・調整を進めました。企業と社協が対話により連携を強め、相互の知恵とノウハウを結集したことで、社会課題の解決につながる新たな価値の創出につなげました。</p> <p>③ 寄附文化の醸成を目指すため、福祉分野への遺贈(寄付)に関する専門相談の窓口の開設や、多くの企業と連携した寄付の取組を推進しました。また、寄付金やネットワークを活用した取組(ヨコ寄付)として、新たに若者や障害者等に関わる課題を解決するため、多様な主体と連携した取組を推進しました。多くの企業と地域課題や地域ニーズを共有することで、企業の思いや強みを活かした効果的な社会貢献活動を進めることができました。</p>

	前年度 (令和4年度)	令和5年度	当該年度の進捗状況等
	実績	①217 法人 ②365 件 ③(ア)463 件 (イ)873 件	①234 法人 ②457 件 ③(ア)537 件 (イ)295 件
今後の課題及び対応	<p>① 引き続き、地域貢献に向けたネットワークの核となる取組を増やせるように、市内の社会福祉法人に働きかけます。同時に、支援を通じて取組の質の向上も図っていきます。</p> <p>② 地域課題の解決に向け、関係機関や団体等とのネットワークを構築し、企業の思いや協力いただける取組に応じたコーディネートを進めていきます。地域貢献活動に協力いただける企業を増やせるよう、SDGs の観点を踏まえたメニューを事例とともに、ホームページ等で幅広く広報していきます。</p> <p>③ 遺贈（寄付）に関する専門相談の周知を進めていきます。併せて、ヨコ寄付の取組をさらに進めていくため、「地域に貢献したい」という企業との連携を推進します。</p>		

③ 権利擁護の推進

協約期間の 主要目標	<p>①権利擁護事業契約者 1,310 人 (単年度目標：令和元年度 1,150 人、令和2年度 1,200 人、令和3年度 1,250 人、令和4年度 1,280 人)</p> <p>②市民後見受任件数 102 件</p>		
目標達成に向けて 取り組んだ 内容及び成果	<p>① オンライン活用や書面による審査など、効率的な取組を取り入れ、迅速な契約締結につなげました。権利擁護事業終了者のうち 72 件を成年後見制度へ移行することができました。</p> <p>② 相談支援機関向けの市民後見人紹介リーフレットの発行、YouTube や区役所等デジタルサイネージで放映する市民後見人紹介動画を制作し、幅広い世代に向けた新たな PR 活動を進めました。</p>		
実績	前年度 (令和4年度)	令和5年度	当該年度の進捗状況等
	①権利擁護事業 契約者数 1,140 人 ②市民後見人 受任実績 94 件	①権利擁護事業 契約者数 1,133 人 ②市民後見人 受任実績 113 件	①未達成 (権利擁護事業契約者数は、当初目標の達成には至らなかったため未達成としましたが、一人ひとりの状況に合わせた成年後見制度への移行に取り組んでいます。)

			②達成 (市民後見人受任実績は当初目標を達成することができました。)
今後の課題及び対応	<p>① 成年後見制度への移行が必要な契約者を確実に移行させるとともに、新規契約の増加を目指し、契約者数を維持します。また、権利擁護・成年後見制度に関する相談対応の進行管理を確実に継続していきます。</p> <p>② 第7期市民後見人養成課程を実施し、新たな登録者増加につなげます。また、市民後見人活動の理解啓発を進め、新たな登録者養成と、受任調整案件を増加させます。</p>		

(イ) 財務に関する取組

協約期間の主要目標	長期運営資金借入金の縮減 長期運営資金借入金 54億7,000万円 (単年度目標：元年度 76億7,000万円、2年度 71億2,000万円、3年度 65億7,000万円、4年度 60億2,000万円)		
目標達成に向けて取り組んだ内容及び成果	社会福祉事業振興資金貸付金の回収が確実に進むよう、貸付団体への周知等を行いました。		
実績	前年度 (令和4年度)	令和5年度	当該年度の進捗状況等
	60億2,000万円	54億7,000万円	達成 (当初設定した最終年度の目標のとおり、着実に縮減が達成できたため)
今後の課題及び対応	確実な回収に向け、常に法人との関係を深め、働きかけを進めます。		

(ウ) 人事・組織に関する取組

協約期間の主要目標	①現行業務の再編・整理等に係る検討、結果を踏まえた見直し ②職員人材育成計画の改訂及び改訂した計画による体系的な育成体制の構築		
目標達成に向けて取り組んだ内容及び成果	<p>① 職員雇用から定着支援まで効果的育成を進めるため、総務課に主事1名を配置しました。また、社会福祉センター予約システムの導入および横浜市ボランティアセンター機能の充実のため、嘱託職員2名を配置しました。</p> <p>② 「推薦による管理職登用制度」がスタートし、職員の能力や成果を人材育成計画に基づいて適切に評価し、適任者を管理職に登用することができました。昇任後に円滑に業務を進めるため、管理職登用試験の実施時期を早め、昇任予定者研修や懇談会を実施しました。</p>		
実績	前年度 (令和4年度)	令和5年度	当該年度の進捗状況等
	①実施 ②実施	①実施 ②実施	達成 (業務執行体制の見直し及び強化が図られているため)

今後の課題 及び対応	① 社会情勢や経営状況を考慮し、定期的な検証と役員会等における協議を踏まえて方針を検討します。 ② 専門職の人材確保とキャリア形成を含めた人材育成を進めるため、育成体制と研修内容等を整理します。
---------------	--

(2) 【協約等（案）の概要】

協約期間		令和6年度～令和10年度
協約期間設定の考え方		前協約の期間と同期間
市財政貢献に向けた考え		全ての事務事業について、外部視点の助言も活用しながら、職場内外での議論を重ねて事務改善・DX化などあらゆる視点から具体的な見直しを進めます。効率的・効果的な執行体制を構築していく中で、経費縮減を図ります。
協約期間の 主要目標	公益的使命の達成に向けた取組	<u>①身近な地域での住民のつながり・支えあい活動の推進</u> ・つながりを目的とした地域の取組数（5年間 16,000件） <u>②地域における権利擁護の推進</u> ・身近な地域で高齢者や障害児者等の暮らしを支える取組や、ゆるやかに見守る取組への新規参加者（5年間 1,550人） <u>③幅広い福祉保健人材の育成</u> ・福祉専門職の育成研修の参加者数（5年間 34,500人）
	財務に関する取組	長期運営資金借入金の縮減（27億2,000万円）
	人事・組織に関する取組	管理職総数に占める女性の割合（35%以上）

(3) 委員会からの答申

ア 総合評価分類

事業進捗・環境変化等に留意

- ※ 委員会による評価は、以下の4つの評価分類から、団体ごとに決定しています。
- ・ 引き続き取組を推進／団体経営は順調に推移※ ※最終振り返り時の分類名
 - ・ 事業進捗・環境変化等に留意
 - ・ 取組の強化や課題への対応が必要
 - ・ 団体経営の方向性を見直しが必要

イ 委員会からの意見

<p>「公益的使命の達成に向けた取組」の「身近な地域の見守り・支え合い活動の推進」と「権利擁護の推進」が「未達成」となっている。</p> <p>団体が担っている事業が多岐にわたっていることから、引き続き、指定管理施設を含む現行業務の再編や整理等の見直しを進めるとともに、団体が今後策定する「長期ビジョン」や「中期計画」にも事業方針が具体的に示されることを期待する。</p> <p>また、業務効率化や経費の見直しを一層進めるとともに、寄附金等の収益を増やす取組についても積極的に推進することを期待する。</p>
--

ウ 団体経営の方向性（団体分類）

引き続き経営の向上に取り組む団体

※ 「団体経営の方向性」は、以下の4つの団体分類から、団体ごとに決定しています。

- ・ 統合・廃止の検討を行う団体
- ・ 民間主体への移行に向けた取組を進める団体
- ・ 事業の整理・重点化等に取り組む団体
- ・ 引き続き経営の向上に取り組む団体

(4) 所管局・団体による振り返り

コロナ禍を経て、移動販売や子ども食堂等を活用した新たな身近な地域での居場所を増やすことができ、関係団体や企業が地域づくりに参画する機会や、多様な主体と連携した見守り活動の輪を広げています。また、法人の公益的取組や地域貢献活動への相談・提案件数も増加傾向にあり、連携主体の拡充や、多様な住民参加の仕組みづくりも進んでいます。

一方で、孤独や孤立、ひきこもり、虐待、貧困をはじめ、社会課題は複合・複雑化しています。また、就業機会確保(定年延長)等により、ボランティアとして地域で活動する人材の確保も難しくなっています。こうした課題を解消するには、行政だけでなく、横浜市社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人や事業者、民生委員などの地域の力が不可欠です。

次期協約では、地域でのつながりを増やし、孤立を防ぐ取組などの地域支援を進めるとともに、地域活動の担い手発掘や人材育成支援に取り組めます。また、引き続き企業や社会福祉法人・施設、関係機関などと連携し、目まぐるしく変化する社会情勢に早期に対応できる柔軟な支援を進めていきます。

2 公益財団法人 横浜市総合保健医療財団

(1) 協約の取組状況

ア 令和3年度に定めた団体経営の方向性等

(ア) 団体経営の方向性

「引き続き経営の向上に取り組む団体」

(イ) 協約の期間

令和3年度～令和5年度

イ 主要目標の取組状況等（抜粋）

(ア) 公益的使命の達成に向けた取組

① 認知症者支援

協約期間の 主要目標	①認知症の鑑別診断件数（年間1,100件以上） ②若年性認知症者への支援の拡充 ・令和3年度 若年性認知症外来の制度設計及び試行 ・令和4年度 若年性認知症外来の本格実施 ・令和5年度 若年性認知症外来でのニーズ把握を踏まえた支援の開拓と拡充		
目標達成に向けて 取り組んだ 内容及び成果	① キャンセル時の迅速な対応や臨時枠の増設等を行うなどし、必要な方が早く鑑別診断を受けられるよう効率化に努めた結果、待機期間は短縮し「早期診断・早期対応」に寄与しました。 ② 医師2→3名、コーディネーター1→2名とそれぞれ1名ずつ増員して実施したことにより、診療と相談を一体的に提供し、使用するサービスが少ない若年性認知症の方へ当センターの精神障害者支援部門の障害福祉サービスや精神科デイケアを紹介することができました。		
実績	前年度 (令和4年度)	令和5年度	当該年度の進捗状況等
	①1,118件 ②若年性認知症外来の本格実施	①1,076件 ②若年性認知症外来でのニーズ把握を踏まえた支援の開拓と拡充	①未達成（目標件数未達成のため） ②達成（ニーズ把握を踏まえた支援を実施できたため）
今後の課題 及び対応	① 高齢者とそのご家族にとって受診がしやすいように、鑑別診断の時間帯や所要時間を見直し、選択の幅を広げていきます。 ② 若年性認知症者への支援を強化するため、若年性認知症の方への支援が地域関係機関でも当たり前できるように、引き続き、コーディネーターから地域のケアマネジャーへの引継ぎを促進します。		

② 高齢者支援

協約期間の 主要目標	精神科病院から介護老人保健施設へ受け入れる利用者数（年間の実人数） ・令和3年度 4人 ・令和4年度 5人 ・令和5年度 6人
目標達成に向けて 取り組んだ 内容及び成果	法人内の介護老人保健施設と障害者支援施設が協働で老健入所中に障害福祉サービスの体験利用を提供する「高齢精神障害者おためし利用事業」を関係機関へPRしました。 また、入所後すぐに障害特性に応じた支援が開始できるように、受入検討の時点から精神障害面を担当する地域精神保健部の担当者を付ける等、精神障害者支援施設と高齢者支援施設の連携を強めるとともに、「身寄りがない方の外部受診及び救急搬送マニュアル」と「身寄りがない人の支援シート」を作成しました。

	・定期的に精神科病院へ訪問して働き掛けを続けましたが、高齢者支援施設及び精神科病院での新型コロナ感染やクラスター発生による入退所制限が続く、外出や「お試し利用事業」での障害者支援施設との行き来が実現しなかったこともあり、目標の6名は達成できませんでしたが、内科や整形外科領域の病院や、矯正施設からの出所予定者の依頼・紹介はある等、高齢精神障害者の需要がありました。		
実績	前年度 (令和4年度)	令和5年度	当該年度の進捗状況等
	6人	5人	<u>未達成</u> (5年度内の受入人数の目標は未達成)
今後の課題及び対応	身寄りがない高齢精神障害者の介護老人保健施設での対応方法を確立するため、身寄りがない方の支援に対するマニュアルや帳票を活用し、法人後見の活用や家族役割の支援者間での分担等の実績を積んでいきます。		

③ 精神障害者支援

協約期間の主要目標	障害福祉サービス又は精神科デイケアにおいて医療観察法等の対象者を毎年1人以上(実人数)受け入れます。		
目標達成に向けて取り組んだ内容及び成果	今年度初めて横浜保護観察所の社会復帰調整官の当施設での研修受け入れを行う等、連携を深めました。また、社会復帰調整官と受け入れの調整を行い、退院が決定しなかったため5年度内の新規受け入れとはなりませんでしたが、令和6年度の新規入所申込は2件入っています。		
実績	前年度 (令和4年度)	令和5年度	当該年度の進捗状況等
	短期入所1人、宿泊型自立訓練および自立訓練(生活訓練)1人	宿泊型自立訓練および自立訓練(生活訓練)1人(前年度からの継続利用)	<u>達成</u> (5年度は、前年度からの継続利用者1名を受け入れました)
今後の課題及び対応	関係機関との受入調整に時間を要することから、よりスムーズにチームで受入調整を行えるように工夫していきます。		

(1) 財務に関する取組

協約期間の主要目標	一般正味財産期末残高(特定費用準備資金への積立額・取崩額、及び特定資産評価損益等を除く)について前年度決算額を維持。		
目標達成に向けて取り組んだ内容及び成果	コロナ禍や物価高騰の影響が続く中、収入確保・経費節減に努めつつ、過年度に積み立てた事業運営積立資産を活用し、ネットワーク更新工事など、必要な投資を行いました。一般正味財産期末残高(特定費用準備資金からの取崩額及び特定資産評価損益等を除く)が前年度に比べ減となりました。		
実績	前年度 (令和4年度)	令和5年度	当該年度の進捗状況等
	一般正味財産期末残高624,506,373円(特定費用準備資金からの取崩額)	一般正味財産期末残高506,442,995円(特定費用準備資金からの取崩額)	<u>未達成</u> (光熱水費を始めとした物価の高騰や、コロナ禍の影響による利用者数回復の遅れによる収入減などの影響により一般正味財産期末残高が昨年度比で減となりました。)

	及び特定資産評価損益等を除き 8,888,765円 の減)	及び特定資産評価損益等を除き 56,271,378 円の減)	
今後の課題 及び対応	職員の高齢化による人件費の増や施設・設備の老朽化による修繕費の増に加え、コロナ禍の影響による利用者数回復の遅れによる収入減などが見込まれます。また、業務効率化のためのIT化、デジタル化等への対応も進めていく必要があります。収入確保に努めるとともに、適切な経費執行に努めつつ、市と法人で相談・調整しながら、公益的使命を持続的に果たしていくために、必要な投資を行っていきます（必要に応じて、特定費用準備資金の活用も検討します）。		

(ウ) 人事・組織に関する取組

協約期間の 主要目標	改定した人材育成プランに基づく組織的な人材育成の推進及び嘱託・パート職員を対象とした人材育成プランの策定・実施 ・令和3年度 嘱託・パート職員の人材育成プランの策定 ・令和4年度 同プランに基づく取組開始、Self Development（自己開発）の支援内容・方法の検討 ・令和5年度 Self Development 支援の実施		
目標達成に向けて 取り組んだ 内容及び成果	令和4年度に策定したSelf Development（自己開発）支援に関する要綱に基づき、職員に対しての自己開発支援を実施しました。		
実績	前年度 (令和4年度)	令和5年度	当該年度の進捗状況等
	嘱託・パート職員の人材育成プランに基づく取組開始、Self Development（自己開発）の支援内容・方法の検討	Self Development（自己開発）支援の実施	<u>達成</u> （Self Development（自己開発）支援を実施しました。）
今後の課題 及び対応	・事業運営に必要な専門職等の人材確保、次世代職員への技術・ノウハウの継承のため、SNSやホームページ等様々な媒体を活用するなどし、必要な人材を確保していきます。 ・人材育成プランに基づく具体的な取組の推進のため、自己開発の支援や各種研修の企画実施などを通して、組織的に人材育成を進めていきます。		

(2) 【協約等（案）の概要】

協約期間		令和6年度～令和8年度
協約期間設定の考え方		前協約の期間と同期間
市財政貢献に向けた考え		各支援における利用者数の増加により、利用料金収入の増を目指します。
協約期間の 主要目標	公益的使命の達成に向けた取組 ①認知症者支援	①認知症鑑別診断の実施 令和6年度 1,122件 令和7年度 1,122件 令和8年度 1,122件 ②認知症新薬外来の開設 令和6年度 準備、試行 令和7年度 試行継続、検証 令和8年度 本格実施 ③若年性認知症支援に対する研修等の普及啓発の実施件数と、活動場所の確保・新規開拓の件数、関係機関に対する相談支援の実施件数等を合算した件数 令和6年度 100件 令和7年度 100件 令和8年度 100件
	公益的使命の達成に向けた取組 ②高齢者支援	老人保健施設において高齢精神障害者等の他の施設での受け入れが難しい高齢者を受け入れていきます。 令和6年度 6人 令和7年度 7人 令和8年度 8人
	公益的使命の達成に向けた取組 ③精神障害者支援	①医療観察法等の対象者及び矯正施設等の出所者を、障害福祉サービス事業所又は精神科デイケアにおいて、毎年1人以上（実人数）受け入れます。 ②既に雇用実績がある生活支援センターに訪問して課題やノウハウを聞き取り、雇用実績がない生活支援センターにも訪問してピアスタッフの雇用に関する課題を明らかにして、ピアスタッフの雇用拡大と定着を支援します。 （目標） ①受入目標 令和6～8年度 毎年度1人以上 ②生活支援センターへのピアスタッフ雇用に関する巡回相談 令和6年度：雇用センター9回（新規雇用3センター×3回） 未雇用センター6回（課題抽出） 令和7年度：未雇用センター6回（課題分析） 令和8年度：未雇用センター6回（対策の試行）
	財務に関する取組	一般正味財産期末残高（特定費用準備資金からの取崩額及び特定資産評価損益等を除く。）について前年度決算額を維持します。
	人事・組織に関する取組	①次代を担う若手人材（専門職・35歳以下）の確保（採用試験の計画的実施） 【目標水準】 ・毎年度1名以上の採用 ②人材育成プランに基づき、多領域・多職種で構成されている組織の利点を生かした組織的・計画的な人材育成（研修計画の策定、実施、見直し・運用の継続を通じて、必要な研修の種類・回数を増やしていきます。）

	<p>【目標水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度 計画策定・実施 ・令和7年度 計画の見直し・運用 ・令和8年度 計画の見直し・運用 ・上記を通じて、毎年度、階層別研修や他部署体験研修など、多領域・多職種で構成されている組織に合致した研修の種類・回数を増やしていきます。(年度ごとに1種類ずつ増加させ、回数は種類に応じて適切な回数を増やします。)
--	--

(3) 委員会からの答申

ア 総合評価分類

事業進捗・環境変化等に留意

- ※ 委員会による評価は、以下の4つの評価分類から、団体ごとに決定しています。
- ・ 引き続き取組を推進／団体経営は順調に推移※ ※最終振り返り時の分類名
 - ・ 事業進捗・環境変化等に留意
 - ・ 取組の強化や課題への対応が必要
 - ・ 団体経営の方向性を見直しが必要

イ 委員会からの意見

「公益的使命の達成に向けた取組」の「認知症者支援」と「高齢者支援」及び「財務に関する取組」が「未達成」となっている。

団体が取り組む若年性認知症支援が着実に成果を上げていることは高く評価できる。

一方で、目標設定の前提となる支援対象者数等を把握するなど目標の設定根拠は明確にする必要がある。

引き続き、市と連携し民間企業への普及啓発活動を行うなど若年性認知症当事者の就労の継続・推進につなげてほしい。

また、エネルギー価格高騰や物価高騰の影響が大変厳しい状況ではあるが、事業の見直しや効率化を進めるとともに、市以外の国や県等の補助金など新たな収入源を積極的に確保し、団体経営の安定化に繋げてほしい。

ウ 団体経営の方向性（団体分類）

引き続き経営の向上に取り組む団体

- ※ 「団体経営の方向性」は、以下の4つの団体分類から、団体ごとに決定しています。
- ・ 統合・廃止の検討を行う団体
 - ・ 民間主体への移行に向けた取組を進める団体
 - ・ 事業の整理・重点化等に取り組む団体
 - ・ 引き続き経営の向上に取り組む団体

(4) 所管局・団体による振り返り

コロナ禍で落ち込んだ利用者数が回復できず、また、光熱水費を始めとした物価上昇の影響などにより厳しい収支状況が続く中、いくつかの目標が未達成となりました。

引き続き公的施設を運営する団体としての役割を果たし、持続的・安定的に運営していくために、利用料金収入の確保及び執行経費の効率化を進めていくとともに、横浜市とも相談・調整しながら施設におけるサービス提供のあり方についての検討も進めていきます。

あわせて、職員の高齢化により今後数年間の間に多数の定年退職者が見込まれることから、事業運営に必要な人材確保（特に若手人材）・育成を行い、技術・ノウハウを次世代に継承していくことにも注力していきます。

所管局としては、財団の主な収支は指定管理施設である横浜市総合保健医療センターの運営であることから、指定管理事業の実施にあたっては、エネルギー価格高騰のような急激な物価上昇等に対して予算の範囲内で指定管理料に反映できるよう検討します。今後とも庁内関係課と団体の調整をしながら着実に取り組んでいきます。

3 公益財団法人 横浜市寿町健康福祉交流協会

(1) 協約の取組状況

ア 令和元年度に定めた団体経営の方向性等

(ア) 団体経営の方向性

「引き続き経営の向上に取り組む団体」

(イ) 協約の期間

令和元年度～令和5年度

イ 主要目標の取組状況等（抜粋）

(ア) 公益的使命の達成に向けた取組

① 健康づくり・介護予防の推進

協約期間の 主要目標	<p>①健康・介護予防普及啓発活動の充実 令和5年度目標：講座等への参加者延べ800人/年 (各年度目標 元年度 540人 2年度 650人 3年度 700人 4年度 750人 5年度 800人)</p> <p>②健康コーディネート室の支援対象者数の拡大 令和5年度目標：支援対象者実数 450人/年 (各年度目標 元年度 210人 2年度 300人 3年度 350人 4年度 400人 5年度 450人)</p>		
目標達成に 向けて 取り組んだ 内容及び成果	<p><取り組んだ内容></p> <p>① 交流センター内で実施している業務班の事業に参加し、また地域の作業所に出張して、健康講座を実施しました。</p> <p>② 各種健康測定器を活用した健康チェックや健康相談、横浜市寿生活館へのお出張健康相談を行い、住民の健康問題を早期に把握することで、必要な支援につなげることができました。また水缶配布などのイベントや関係機関への協力依頼を通して、新規利用者の確保に努めました。</p> <p><成果></p> <p>① アウトリーチによる健康講座を開催したことで、目標値を達成しました。</p> <p>② 利用案内のチラシを周辺医療機関や関係先に配布する等利用者確保の周知を行った結果、健康コーディネート室の認知度が上がり、昨年度より100人ほど利用者が増え、目標値を大きく上回りました。</p>		
実績	前年度 (令和4年度)	令和5年度	当該年度の進捗状況等
	① 634人	878人	達成(①・②とも目標を達成することができました。)
今後の課題 及び対応	<p><今後の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一期目の協約期間を終え、健康コーディネート室の取組の成果を測れる指標が必要です。 ・支援の行き届いていない要支援者の把握や健康づくり、介護予防の呼びかけ強化が必要です。 <p><対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の成果の指標について検討します。 ・関係機関や簡易宿泊所と連携し、出前講座や出張相談を拡大し、要支援者の把握や健康・介護予防普及啓発に努めます。 		

② 地区内外の交流の推進

<p>協約期間の 主要目標</p>	<p>①諸室の利用者人数 令和5年度目標：延べ127,000人/年 (各年度目標 元年度 96千人 2年度 118千人 3年度 120千人 4年度 123千人 5年度 127千人) ②寿地区住民を主な参加対象とした社会参加・生きがいづくり 令和5年度目標：延べ1,000人/年 (各年度目標 元年度 710人 2年度 850人 3年度 900人 4年度 950人 5年度 1,000人)</p>								
<p>目標達成に 向けて 取り組んだ 内容及び成果</p>	<p><取り組んだ内容> 生きがいづくり事業では、運動・アート・文化・健康など様々なジャンルの講座を企画し、より多くの利用者が関心をもって参加できるようにしました。図書室では貸出図書の入れ替えを行い、新書の貸出を充実しました。 <成果> 感染拡大防止対策を十分に行うことで、利用者が安心して講座へ参加に参加できる、また、図書の貸し出しができる環境を整備しました。結果、利用者が増加し、生活の質の向上・社会参加・生きがいづくりにつながりました。</p>								
<p>実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年度 (令和4年度)</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 112,890人</td> <td>122,059人</td> </tr> <tr> <td>② 4,419人</td> <td>5,010人</td> </tr> </tbody> </table>	前年度 (令和4年度)	令和5年度	① 112,890人	122,059人	② 4,419人	5,010人		<p>当該年度の進捗状況等</p> <p>①未達成 (①は増加していますが、コロナ禍の影響もあり目標には届きませんでした) ②達成 (②は大幅に目標を達成し参加者が増加しています。)</p>
前年度 (令和4年度)	令和5年度								
① 112,890人	122,059人								
② 4,419人	5,010人								
<p>今後の課題 及び対応</p>	<p><今後の課題> ・寿地区だけではなく、地区外の住民のセンターの利用と事業への参加を促す取り組みが必要です。 ・平日以外の諸室利用率を高める工夫が必要です。 ・社会状況等大きな変動があった場合には、所管課と協議の上、目標修正を要する場合があったと考えます。 <対応> ・広報紙配布などを通じて、簡易宿泊所居住者へ施設利用や行事への参加を呼び掛けていきます。 ・団体登録を促進するため、地区外の民協など関係団体への事業説明や資料配布を行い、団体への働きかけをしていきます。 ・状況変動に伴い所管課と目標を再検討します。</p>								

(イ) 財務に関する取組

<p>協約期間の 主要目標</p>	<p>実施事業による収入の増加 令和5年度目標：事業の収入 155,000千円 (内訳 診療所 142,600千円 浴場 11,900千円 貸付事業 500千円) (各年度目標 元年度 125,000千円 2年度 151,000千円 3年度 152,000千円 4年度 153,000千円 5年度 155,000千円)</p>
-----------------------	---

目標達成に向けて取り組んだ内容及び成果	<p><取り組んだ内容> 内科の医師を原則二診制とし、診療内容を充実することにより、診療報酬増を目指しました。</p> <p><成果> 診療所患者数・浴場利用者数とも増加しています。</p>		
実績	前年度 (令和4年度)	令和5年度	当該年度の進捗状況等
	188,610千円	181,654千円	<u>達成</u> (目標を達成することができました。)
今後の課題及び対応	<p><今後の課題> 診療所・浴場とも赤字解消に向け事業の効率化とともに、更なる増収と経費の削減が必要です。</p> <p><対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所は、二診制により患者待ち時間短縮、診療内容充実と適切な検査の実施等による診療報酬増を目指します。 ・公衆浴場は、浴場協同組合と連携して毎月の季節感あるサービスを実施し、利用客増加に努めます。 ・引き続き事業の見直しと経費の削減に努めます。 		

(ウ) 人事・組織に関する取組

協約期間の主要目標	<p>①人事組織体制の見直し 令和5年度目標：実施</p> <p>②業務の改善・効率化提案表彰制度の導入/業務効率化実施件数 令和5年度目標：(提案実施件数(表彰数)) 5件/年</p> <p>③内部研修年間開催回数 令和5年度目標：47回実施/年</p>		
目標達成に向けて取り組んだ内容及び成果	<p><取り組んだ内容> 職員就業規程・給与規程等の改定、全職員への面談実施(2回)とともに、ハラスメント研修実施</p> <p><成果> 職員の就業意欲向上、職員の意識変革と職場環境の改善につながりました。</p>		
実績	前年度 (令和4年度)	令和5年度	当該年度の進捗状況等
	① 新たな人事給与制度の継続実施	人事組織体制見直し	<u>①達成、②③未達成</u> (①については達成できましたが、②③は目標に届きませんでした。)
	② 制度制定	制度制定と見直し	
③ 14回	25回		
今後の課題及び対応	<p><今後の課題> 組織の運営体制を安定させるように、毎年の運営方針の策定と見直し、及び職員の計画的人材育成に取り組む必要があります。</p> <p><対応> <u>運営方針と人材育成計画を定期的に見直し、職員研修を計画的に実施します。</u></p>		

(2) 【協約等(案)の概要】

協約期間		令和6年度～令和10年度
協約期間設定の考え方		主要施設の指定管理受託期間のため
市財政貢献に向けた考え		自主財源の確保と業務効率化・経費削減
協約期間の 主要目標	公益的使命の達成に向けた取組	<p><①健康づくり・介護予防の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 健康コーディネート室利用者数や出張健康相談利用者数の増加 各年度目標(実数/延数):令和6年度 600人/39,500人、7年度 620人/39,600人、8年度 650人/39,700人、9年度 670人/39,800人、10年度 700人/39,900人 健康コーディネート室の効果測定について、指標を設定し実施 各年度目標:令和6年度 指標の作成、7～8年度 アンケート実施、9年度 集計、10年度 事業の見直し <p><②地区内外の交流の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> 諸室の利用者人数 令和10年度目標:126千人 各年度目標:令和6年度 122千人、7年度 123千人、8年度 124千人、9年度 125千人、10年度 126千人 寿地区内外の事業者同士の関係作りや連携のきっかけとなる事業の実施件数 令和10年度目標:325回 各年度目標:令和6年度 250回、7年度 265回、8年度 285回、9年度 305回、10年度 325回
	財務に関する取組	<p>①事業収益の増加 令和10年度目標:事業収入 183,500千円 (内訳:診療所 168,400千円、浴場 13,600千円、貸付事業 1,500千円) 各年度目標:令和6年度 181,700千円、7年度 182,000千円、8年度 182,500千円、9年度 183,000千円、10年度 183,500千円</p> <p>②年度ごとの事務及び事業内容の点検と見直し 令和6～10年度 事務及び事業内容の点検と見直し実施</p>
	人事・組織に関する取組	<p>①運営方針の策定と見直し及び共有 毎年度実施</p> <p>②人材育成計画の定期的見直し 令和6年度 見直しに向け協議、7年度 計画の改定、8年度 新計画の実施、9年度 計画の振り返り、10年度 計画の見直し</p> <p>③ストレスチェックやハラスメント研修の実施 毎年度 12回実施</p>

(3) 委員会からの答申

ア 総合評価分類

事業進捗・環境変化等に留意

- ※ 委員会による評価は、以下の4つの評価分類から、団体ごとに決定しています。
- ・ 引き続き取組を推進／団体経営は順調に推移※ ※最終振り返り時の分類名
 - ・ 事業進捗・環境変化等に留意
 - ・ 取組の強化や課題への対応が必要
 - ・ 団体経営の方向性の見直しが必要

イ 委員会からの意見

「公益的使命の達成に向けた取組」の一部、「人事・組織に関する取組」が「未達成」となっている。

新協約において、公益的使命の取組として健康コーディネート室の成果を検証するアウトカム指標に資する目標を新たに設定したことは評価できる。

一方で、令和3年度から3期連続の赤字決算であることから、各事業の収支状況を詳細に分析するなど財務に関する取組を早急に強化すべき。収益増の目標に加えて、費用の見直しや業務効率化に関する目標を追加するなど具体的な対応を検討してほしい。

ウ 団体経営の方向性（団体分類）

引き続き経営の向上に取り組む団体

- ※ 「団体経営の方向性」は、以下の4つの団体分類から、団体ごとに決定しています。
- ・ 統合・廃止の検討を行う団体
 - ・ 民間主体への移行に向けた取組を進める団体
 - ・ 事業の整理・重点化等に取り組む団体
 - ・ 引き続き経営の向上に取り組む団体

(4) 所管局・団体による振り返り

前協約期間の主要目標については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため施設利用制限や事業中止などの影響により、一部の取組が未達成となりました。

引き続き、協会の目的である地域住民の健康づくり・介護予防に取り組むとともに、毎年度、運営方針の見直しと振り返りを行っていきます。

財務に関する取組について、診療所では、診療内容を充実させ、必要な検査を適切に実施するほか、地域特性を踏まえた医療提供等を行い、診療報酬増を図ります。公衆浴場では、浴場協同組合と連携した季節感あるサービスを提供し利用客増加を目指します。また、これらと並行して、日々の業務で事務・事業内容の点検・見直しを行うことで経費節減に取り組んでいきます。

所管局としては、各事業や財務・人事等に関する取組について、進捗を管理するとともに、住民のニーズや課題を明らかにして解決策を共に検討するほか、必要に応じて助言・指導を行うとともに、エネルギー価格高騰や労務単価の上昇等に対して予算の範囲内で指定管理料に反映できるよう検討することで、目標達成を支援します。

4 社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団

(1) 協約の取組状況

ア 令和3年度に定めた団体経営の方向性等

(ア) 団体経営の方向性
「引き続き経営の向上に取り組む団体」

(イ) 協約の期間
令和3年度～令和5年度

イ 主要目標の取組状況等（抜粋）

(ア) 公益的使命の達成に向けた取組

① 障害児支援の充実

協約期間の 主要目標	<p>ニーズ等の多様化に対する多様なサービスの構築 各地域療育センターで、利用面接に心理士面接を導入し、利用面接時の支援の幅を広げます。 (令和3年度 週1回、令和4年度 週2回、令和5年度 週3回)</p>		
目標達成に 向けて 取り組んだ 内容及び成果	<p>診察からではなく、相談から始まる支援を前提として、利用開始時のソーシャルワーカーとの面接に加え、心理士面接を実施することで、相談ニーズを持つ保護者・利用児への支援の幅を広げることができました。子の成長や子育て等に不安を持つ保護者へ、心理という専門的観点からの対応により、相談主訴の整理、診察や療育等の必要な支援への動機づけ、対応へのアドバイス等を実施しました。</p> <p>心理士面接の充実を図ったことにより、診察の前に複数回地域療育センターに通う機会となった結果、児童も慣れ、保護者にとっても継続性のある相談ができました。また、必ずしも医療を前提としない相談ニーズについて、悩みごと等を継続的に相談する家庭もあるため、心理士面接の導入により、保護者の不安の軽減解消につながっています。</p>		
実績	前年度 (令和4年度)	令和5年度	当該年度の進捗状況等
	週2回実施	週3回実施	<p><u>達成</u> (各地域療育センターで目標通り実施できているため)</p>
今後の課題 及び対応	<p>今後の課題</p> <p>幼児へのタイムリーな支援体制はここ数年で整ってきましたが、学齢児への支援がまだ不足しています。心理士面接においても、学齢児の場合は、所属集団が変わり、本人の交友関係や親子関係等、児童の成長により幼児期とは異なった悩みが出てくるため、保護者に加え本人との面談も必要とされます。また、保護者の相談ニーズも児童の状況によって変化するため、対応・業務量が倍増します。多様化するニーズに応えるために、より専門性の高い心理士の確保と育成が必要と考えます。</p> <p>課題への対応</p> <p>不安を抱えている保護者に対して、今何をしたら良いか等の具体的な助言が必要であり、不安に寄り添いながら、共に子どもの様子を共有していくプロセスは、保護者の障害理解を促進するうえで大切です。また、医療・福祉の多軸的なアセスメントは地域療育センターの持つ固有の専門性であり、他の機関にはない機能のため、支援の強化に向けて、引き続き心理士の確保・育成を図り、ソーシャルワーカー・保育士等多職種との連携を強化します。</p> <p>学齢期支援に関しては、地域療育センターだけの課題ではなく、教育部門との調整も必要となってくるため、横浜市と連携を図っていきます。</p>		

② 高次脳機能障害者への支援強化

協約期間の 主要目標	高次脳機能障害者等への支援件数の増加（3,000件） （令和3年度：2,785件、令和4年度：2,892件、令和5年度：3,000件）		
目標達成に 向けて 取り組んだ 内容及び成果	<p>目標達成に向けて取り組んだ内容</p> <p>①高次脳機能障害専門相談として、市内18区の中途障害者地域活動センターに月1回以上訪問して、当事者、家族、支援者への相談支援を行ってきました。これにより、身近な地域で相談できる体制ができました。</p> <p>②主催研修や区役所等からの依頼による研修会において講義を行うことで、高次脳機能障害についての周知を図りました。</p> <p>③家族教室を開催して、家族が高次脳機能障害を理解するための機会や家族同士の交流の場を設けました。</p> <p>取組による成果</p> <p>①高次脳機能障害専門相談は、令和5年度187回訪問して、延べ233件の相談に対応し、横浜市総合リハビリテーションセンター診療所や就労支援施設のサービスを活用して、それぞれが目標とする生活に戻りました。</p> <p>②主催研修は延べ110名が参加しました。研修依頼は11件あり、区役所等で要望に応じた内容で講義しました。</p> <p>③家族教室は延べ50名が参加しました。うち2回は家族交流会とし、横浜市総合リハビリテーションセンター・ラポール上大岡の2会場で34名が参加しました。</p>		
実績	前年度 (令和4年度)	令和5年度	当該年度の進捗状況等
	2,902件	3,006件	<u>達成</u> (<u>診察や継続的な相談対応、支援者向けの研修等による支援が実施できたため</u>)
今後の課題 及び対応	<p>市内の障害者就労支援事業所では、利用者は増加傾向にあります。高次脳機能障害者を含む中途障害者への就労面に関する支援の拡充が求められます。</p> <p>復職及び新規就労希望者がそれぞれの障害特性の気づきや自己認識を深められるよう、支援ツールの整備を図り、就職及びその後の定着に取り組みます。</p>		

③ 障害者が身近な場所で障害者スポーツに取り組める環境の整備

協約期間の 主要目標	<p>市内108か所の障害者福祉施設にスポーツ・レクリエーションの支援を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者福祉施設内での直接的なスポーツ指導（出張指導） 2. 施設職員や支援者を対象とした障害者スポーツ啓発研修 3. 横浜ラポール・ラポール上大岡での体験会（施設利用支援） 4. 横浜市パラスポーツ指導者協議会指導者等の活用（協働） <p>【年度ごと目標値】 （各区計18か所の中途障害者地域活動センターを起点として支援を実施）</p> <p>令和3年度：新たに18か所 令和4年度：新たに36か所 令和5年度：新たに36か所 計：108か所で支援実施</p>
---------------	---

目標達成に向けて取り組んだ内容及び成果	<p>目標達成に向けて取り組んだ内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者福祉施設内での直接的なスポーツ指導（出張指導） 2. 施設職員や支援者を対象とした障害者スポーツ啓発研修 3. 横浜ラポール・ラポール上大岡での体験会（施設利用支援） 4. 横浜市パラスポーツ指導者協議会指導者等の活用（協働） <p>取組による成果</p> <p>目標を上回る、新たな事業所 128 か所に支援を実施し、スポーツ・レクリエーション活動の導入を図ることができました。また、ラポールの認知度向上、及び事業所や区自立支援協議会など地域の福祉ネットワークとの協力関係を築くことができました。</p>		
実績	前年度 (令和4年度)	令和5年度	当該年度の進捗状況等
	市内 53 箇所において新たに支援を実施	市内 57 か所において新たに支援を実施	<u>達成</u> <u>(目標を上回る市内 128 か所に対する新たな支援が実施できたため)</u>
今後の課題及び対応	<p>引き続き対象の拡大を図るとともに、事業所が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、段階的・継続的な支援が必要です。</p> <p>市内の障害福祉事業所等と連携しながら、地域の状況にあったスポーツ・レクリエーション環境の整備に向けた支援を行います。</p>		

(イ) 財務に関する取組

協約期間の主要目標	<p>事務費の削減（対令和2年度比 10%削減） （令和3年度：71,466千円（△3%）、令和4年度：69,001千円（△7%）、令和5年度 66,537千円（△10%））</p>		
目標達成に向けて取り組んだ内容及び成果	<p>事業団全体で目標金額に留意し、協力して削減に取り組みました。その結果、事業団全体で令和4年度目標を上回ることができました。</p>		
実績	前年度 (令和4年度)	令和5年度	当該年度の進捗状況等
	68,791千円	66,529千円	<u>達成</u> <u>(最終目標である対令和2年度比 10%削減を達成したため)</u>
今後の課題及び対応	<p>全体的な物価上昇が続いている状況の中で、消耗品も値上がりしており、削減が容易ではなくなっています。</p> <p>電子カルテ導入による消耗品の削減や、会議資料のペーパーレス化やオンライン化等により引き続き事務費の削減に取り組みます。</p>		

(ウ) 人事・組織に関する取組

協約期間の主要目標	<p>定期職員採用試験（社福・保育士）の応募者の増加（対令和2年度比 1.5倍（47人）） （令和3年度：プロジェクトの立ち上げ、令和4年度：プロジェクトの拡大、令和5年度：定期職員採用試験の応募者 47人の達成）</p>
目標達成に向けて	目標達成に向けて取り組んだ内容

取り組んだ内容及び成果	採用プロジェクトを継続的に実施し、職種や専門領域を超えて積極的な意見交換をおこない、採用活動の見直しを図りました。具体的には、職種毎に採用コンテンツ素材を収集し、求人サイトでの訴求効果を高め、保育士の就職相談会を新たに実施しました。		
	取組による成果 令和5年度の定期職員採用試験（社福・保育士）の応募者は、52人まで増加しました。		
実績	前年度 (令和4年度)	令和5年度	当該年度の進捗状況等
	プロジェクトの拡大 (参考：採用試験応募者21人)	プロジェクトの継続実施 (参考：採用試験応募者52人)	<u>達成</u> (定期採用試験の応募者が52人まで増加)
今後の課題及び対応	社会情勢を考えると、採用困難な状況は引き続き継続すると思われます。また、経験者採用が増えたことにより、人材育成や職員定着に関する新たな課題が生じることが考えられます。 引き続き近年の求職者の動向に合わせて採用活動の見直しを図っていくとともに、離職防止の対策を検討の上、実施していきます。		

(2) 【協約等(案)の概要】

協約期間		令和6年度～令和8年度
協約期間設定の考え方		前協約の期間と同期間
市財政貢献に向けた考え		外来診療収入を着実に増収し、指定管理料の低減につなげます。
協約期間の 主要目標	公益的使命の達成に向けた取組	① 障害児支援の充実 ② 中途障害者の就職及び定着に向けた当事者と企業の双方への支援 ③ 障害者が身近な場所でスポーツ・文化活動に取り組む環境の整備
	財務に関する取組	リハビリテーションセンター外来診療収入実績の令和5年度比10%増
	人事・組織に関する取組	近年の採用状況や退職傾向に基づいて、離職を防止するための計画を策定し、実施します。 令和6年度：近年の採用・離職状況等の分析と人事諸制度の課題の洗い出し 令和7年度：職員の定着（離職防止）に関する計画の策定と人事諸制度の改定 令和8年度：計画に基づいた具体的な取組の開始、改定された人事諸制度の運用開始

(3) 委員会からの答申

ア 総合評価分類

事業進捗・環境変化等に留意

- ※ 委員会による評価は、以下の4つの評価分類から、団体ごとに決定しています。
- ・ 引き続き取組を推進／団体経営は順調に推移※ ※最終振り返り時の分類名
 - ・ 事業進捗・環境変化等に留意
 - ・ 取組の強化や課題への対応が必要
 - ・ 団体経営の方向性を見直しが必要

イ 委員会からの意見

前協約目標は全て「達成」している。

新規・拡充事業を数多く展開するなど市民サービスの向上に向けた積極的な取組は高く評価できる。

一方で、電子カルテの導入等による業務の生産性や効率化の効果を検証するなど、現行業務の再編や整理等の見直しを継続的に進める必要がある。

また、安定したサービスを継続的に提供するためにも、引き続き離職を抑える取組や積極的な採用活動を推進するとともに、検証・評価できる指標を設定することが求められる。

ウ 団体経営の方向性（団体分類）

引き続き経営の向上に取り組む団体

- ※ 「団体経営の方向性」は、以下の4つの団体分類から、団体ごとに決定しています。
- ・ 統合・廃止の検討を行う団体
 - ・ 民間主体への移行に向けた取組を進める団体
 - ・ 事業の整理・重点化等に取り組む団体
 - ・ 引き続き経営の向上に取り組む団体

(4) 所管局・団体による振り返り

委員会からのご意見のとおり、前協約に関する目標は全ての項目で達成することができました。このため、次期協約では前協約における課題等を踏まえ、目標を設定しました。離職防止の取組に関し、検証・評価できる指標の設定が求められるとの委員会のご意見を踏まえ、団体と具体的な取組や検証・評価指標を引き続き検討していきます。あわせて、他の項目について目標を達成するよう取り組んでいきます。

5 添付資料

- (1) 令和6年度 自己評価シート（令和5年度実績）
- (2) 協約等（案）
- (3) 令和6年度 横浜市外郭団体等経営向上委員会 答申

【参考1】委員会について

設置根拠	横浜市外郭団体等経営向上委員会条例（平成26年9月25日施行）
設置目的	外郭団体等のより適正な経営の確保を図るとともに、外郭団体等に関して適切な関与を行うため
委員 (任期2年) ※50音順	河合 千尋（ベイサイド・パートナーズ会計事務所 公認会計士） 寺本 明輝（リエゾンアシストラボ 代表）【委員長】 橋本 美奈子（日本濾水機工業株式会社 代表取締役社長） 福田 敦（関東学院大学 経営学部 教授） 三坂 慶子（NPO 法人 Sharing Caring Culture 代表理事）
設置	平成26年10月21日
所掌事務	1 外郭団体等のより適正な経営を確保するための仕組み及び外郭団体等に対する市の関与の在り方に関すること 2 外郭団体等の経営に関する方針等及びその実施状況の評価に関すること 3 外郭団体等の設立、解散、合併等に関すること 4 その他外郭団体等に関し市長が必要と認める事項

【参考2】委員会での審議方法について

令和3年度までは全団体について審議を行っていましたが、令和4年度からは、より深い議論ができるよう、審議団体数を絞り、全ての団体が概ね3年毎に審議を受けるように変更しました。

なお、委員会審議がない年も、所管局・団体による進捗状況の自己評価を行うとともに、委員会への報告を実施しています。

健康福祉局の所管する外郭団体については、今年度は4団体全てが委員会審議を受ける「審議団体」です。

自己評価シート（令和５年度実績）

団体名	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
所管課	健康福祉局福祉保健課
協約期間	令和元年度～令和５年度
団体経営の方向性	引き続き経営の向上に取り組む団体

1 協約の取組状況等

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 身近な地域の見守り・支え合い活動の推進

ア 取組	より身近な地域における困りごとの早期発見や地域状況に応じた解決の取組を進めます。	
イ 公益的使命の達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①地区社協の取組強化 [目標] (ア)区社協による地区社協への相談・支援の実施（随時及び年1回全地区社協に対する個別相談） (イ)市社協による地区社協検討会・全体会の実施（検討会年3回、全体会年1回）</p> <p>②行政・社協・ケアプラザによる効果的な地域支援の実施 [目標] (ア)行政、区社協、ケアプラザ職員を対象とした、既存事例集を活用した研修の実施（6区×3年）、新たな実践事例集の発行、新たな事例集を活用した研修プログラムの構築・実施 (イ)区社協、ケアプラザ職員を対象とした、各区で抱えている困難案件に対する事例相談会の実施</p> <p>③高齢者・障害者・子どもなど対象や世代を限定しない地域の居場所づくりの促進 [目標] 対象や世代を限定しない地域の居場所 4,000 か所（単年度目標：3,440 か所、3,580 か所、3,720 か所、3,860 か所）</p>	
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	<p>① (ア) ・区社協職員が各地区を担当し、日常的な地区社協への相談支援を行った。また地区社協状況書に基づくヒアリングを行い、課題の共有と解決に向け、支援した。 ・全 256 地区社協への活動費助成を通じて活動を支援した。</p> <p>(イ) ・地区社協検討会:市域での集合型による開催から、各区・各地区単位で共通テーマでの話し合いに変更した。 ・地区社協全体会:より多くの活動者が視聴できるよう、市域での集合型による開催を変更し、各地区の取組の工夫等を集約したリーフレットを配布した。併せて、地区の実践事例発表を撮影した動画を地区社協に配信した。</p> <p>② (ア) 事例集を活用し区社協、ケア</p>	<p>エ 取組による成果</p>
		<p>① (ア) コロナ禍で思うように活動ができなかった小規模の団体等の現状把握ができ、情報交換やアンケート調査等の活動支援につながった。</p> <p>(イ) 『住民の困りごとの把握、共有、検討』という共通テーマのもと、検討会の運営を各区・各地区単位に変更したことで、より地域の実情の応じた課題の検討・解決に向けた話し合いができる機会が増えた。 また、集約した事例を基に話し合いの場を設けることで、より多くの活動者に地区社協の取組や強みを認識してもらった機会を増やすことができた。</p> <p>②</p>

	<p>プラザ職員対象の研修を4区で実施し76名の参加があった。</p> <p>(イ) 個別と地域の課題について事例検討するため、18区で定例的に地域支援会議を開催した。</p> <p>③ 身近な地域でのつながりづくりや支援を受ける方の思いを大切にしたい地域づくりの手法を学ぶため、区社協職員や生活支援コーディネーターに対して研修・会議を実施した。また、コロナ禍によって従来の一か所に集まる居場所の開催が難しくなった状況を経て、移動販売を活用するなど新たな居場所(つながり)づくりが進んでいる。</p>		<p>(ア) 行政、区社協、ケアプラザの職員が参加し、住民と専門職が共に行う地域支援について理解を深めることができた。</p> <p>(イ) 実際に各職場にある事例をもとに地域の現状把握を行い、支援の実践に向けた検討を行うことができた。職員の経験年数によらず皆で検討できたことで、地域支援の在り方を互いに学び合う機会となった。</p> <p>③ 孤立がもたらす住民の生活の変化や、地域社会の認識を変えていく地域づくりの必要性を考える機会となった。コロナ禍を経て、広がりを見せている移動販売では、買い物支援のみならず、交流と憩いの場として、住民同士の絆が生まれている。移動販売を通じて、住民・区社協・地域ケアプラザ・事業者が連携することで、健康支援、見守り、コミュニティの形成等、様々な効果が表れている。</p>
--	--	--	---

オ 実績	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度(令和5年度)
数値等	<p>① 相談支援に活用する様式整備、共通課題検討の仕組みの構築。</p> <p>② 身近事業事例集を発行(H30.3)事例集を用いた研修開催(担当者会議:65名、Co共通研修:447名)</p> <p>③3,303か所</p>	<p>①(ア) 相談・支援(随時)</p> <p>①(イ) 地区社協検討会3回実施</p> <p>②(ア) 研修4区事例集増刷合同研修実施</p> <p>②(イ) 相談会実施</p> <p>③3,013か所</p>	<p>①(ア) 相談・支援(随時)</p> <p>①(イ) 地区社協検討会3回実施(内1回動画)全体会1回(事例集に代替)</p> <p>②(ア) 研修2区</p> <p>②(イ) 事例検討会プログラムの構築</p> <p>③3,206か所</p>	<p>①(ア) 相談・支援(随時)</p> <p>①(イ) 地区社協検討会各区・各地区で実施(18区)全体会1回(動画配信)</p> <p>②(ア) 研修4区事例集発行</p> <p>②(イ) 事例検討会3ブロック36名</p> <p>③3,562か所</p>	<p>①(ア) 相談・支援(随時)</p> <p>①(イ) 地区社協検討会各区・各地区で実施(18区)全体会1回(動画配信)</p> <p>②(ア) 研修4区(51名)基幹研修開催(72名)</p> <p>②(イ) 事例検討会3ブロック54名</p> <p>③3,741か所</p>	<p>①(ア) 相談・支援(随時)</p> <p>①(イ) 地区社協検討会各区・各地区で実施(18区)全体会1回(動画配信)リーフレット発行</p> <p>②(ア) 研修4区(76名)基幹研修開催(49名)</p> <p>②(イ) 事例検討会18区</p> <p>③3,771か所(3,401か所・移動販売370)</p>
当該年度の進捗状況	<p>①、②達成(地区社協や、地域を支援する行政・社協・ケアプラザのスキルアップについては、柔軟に手法を見直しながら実施できている。)</p> <p>③未達成(地域の居場所づくりについては、コロナ禍により人が集まることさえもできない状況であったため、当初目標の達成には至らなかったが、移動販売の活用など新たな取組が進んでいる。)</p>					

<p>カ 今後の課題</p>	<p>① (ア) コロナ禍で、活動休止を余儀なくされて、活動者も減少し、地域における活動の再開が難しくなっている。そのため、地区社協の構成団体内のネットワークを活用し、継続した話し合いの場を持つことにより地区社協の機能を高めることが必要。</p> <p>① (イ) 地域の実情に応じた柔軟な運営方法と活動の維持・存続に向けた支援に注力していく。</p> <p>② (ア) 各職場で実施できる体制と手法の構築</p> <p>② (イ) 各職場でより効果的に事例を検討しながら、地域支援につなげるための支援</p> <p>③ 孤立に向き合う地域づくりに向けた専門職の理解を広げていくための実践事例の共有</p>	<p>① (ア) 各区・各地区でのヒアリングや話し合い・支援を通じ、住民ならではの「困りごとの把握、共有・検討、解決に向けた取組」という地区社協の基礎的活動の充実を図る。</p> <p>① (イ) 各区・地区の検討会で共通したテーマを話し合う中で、各区・各地区での新たな気付きが得られた。引き続き各区・各地区での意見の集約と発信を行う。 また、全体会の動画配信も併せて行うことで、地区社協が目指すべき方向性の確認や活動事例を共有する。活動状況に合わせた話し合いも行えるよう、区社協を通じた地区別の研修などを行う。</p> <p>② (ア) 区状況に合わせた事例の設定や管理職含めた職員が説明・解説できる講座内容を検討・実施する。</p> <p>② (イ) 各職場で実施できるプログラム・手法を構築するとともに、現場で牽引する管理職に対して情報共有を行う。また、検討実施に向けて市社協職員が区社協職員と共に事例検討会のプログラムを構築する。</p> <p>③ 居場所づくり等に向けた実践事例の集約や状況把握を行う。併せて、研修会・担当者会議などを通じて、実践事例を基に働きかけのポイントをわかりやすく学ぶ機会を持つ。</p>
	<p>キ 課題への対応</p>	

② 連携主体の拡充や多様な住民参加の仕組みづくり

<p>ア 取組</p>	<p>地域活動における連携主体の拡充や多様な住民参加の仕組みづくりを進めます。</p>
<p>イ 公益的使命の達成に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>① 社会福祉法人現況報告書に地域における公益的な取組を掲載している法人数 200 法人 (単年度目標：145 法人、170 法人、185 法人、195 法人)</p> <p>② 企業の地域貢献活動への相談・提案件数 450 件/年 (単年度目標：360 件/年、375 件/年、390 件/年、420 件/年)</p> <p>③ 寄付・遺贈に関する総合相談窓口の設置及び寄付文化の醸成の推進 (市社協) (単年度目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付・遺贈の相談窓口設置 (R 元～) ・ 市民向けセミナーの開催 (R 元) ・ 寄付者への寄付後のフォロー強化 (R 元～) ・ 市民向け新たな広報媒体の検討・実施 (R 2～) ・ 寄付活用方法の企画検討 (R 3～) <p>(ア) 相談件数 110 件 (単年度目標：3 年度:91、4 年度:100、5 年度:110)</p> <p>(イ) 寄付件数 157 件 (単年度目標：3 年度:130、4 年度:143、5 年度:157)</p>

ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	<p>① 区社協やケアプラザがネットワークの中心となり、社会福祉法人の地域貢献に向けた取組を支援した。また、そうした取組をモデルとして、進捗を把握するとともに積極的に周知している。</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラザが行う自主事業や地域で行われるサロン等で、企業と連携したプログラムを実施できるよう、周知・調整を進めた。 ・市内の冠婚葬祭企業やホテルからの相談を市ひとり親家庭福祉会につなぎ、ひとり親世帯を対象とした七五三の写真撮影やホテルレストランでのイベント等を企画し調整した。また、クレープの出張販売を行う企業と母子生活支援施設と連携した取組を調整するなど、企業側に課題を伝え、子ども達の体験や経験の格差を埋める取組を実施した。 <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士と司法書士と連携し、福祉分野への遺贈（寄付）に関する専門相談の窓口を月1回開設した。 ・遺贈（寄付）に関する専門相談は、年2回のみの実績であったが、遺贈に関する相談（問い合わせ含む）は25件受けた。 ・ギフト商品を扱う企業をはじめ、多くの企業と連携した寄付の取組を推進した。(株)LOFTと横浜市と3者にて商品寄贈に関する協定を締結し取組を推進した。 ・本会の寄付金やネットワークを活用した取組（ヨコ寄付）として、新たに若者や障害者等に関わる課題を解決するため、多様な主体と連携した取組を推進した。若者支援の取組では、横浜若者サポートステーションと IDEC（横浜企業経営支援財団）と連携し、市内のものづくりの中小企業2社への見学や体験会を実施した。また、ひとり親への学習支援事業で連携している横浜信用金庫では、100周年記念事業として、大学等への進学に向けた応援奨学金の5年間の実施につながった（実績：99人） ・ヨコ寄付に関する取組をはじめ、新聞等のメディアに多く掲載されるよう働きかけ、市民に寄付等に関する周知を進めた。 			エ 取組による成果	<p>① コロナ禍等の影響から、社会福祉法人と区社協やケアプラザとの関係性が薄まりかけていたところ、あらためて協力体制を構築でき、モデルとなる取組を広い範囲で周知することにもつながった。</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活用品メーカーの企業等が行う出張プログラムの実施を37ケアプラザ（延べ56回）で実施される等の波及効果が生まれている。 ・社会課題の解決を目指し、企業と社協の対話により連携を進め、相互の知恵とノウハウを結集して、新たな価値の創出につなげた。 <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付を通じて自主財源を拡大することで、自主性・自律性を発揮した業務運営につなげた。 ・寄付を行う企業と地域課題や地域ニーズを共有することで、企業の思いや強みを活かした社会貢献活動が進んだ。 	
	オ 実績	平成30年度	令和元年度			令和2年度
数値等	①115 法人 ②345 件 ③ (ア)80 件 (イ)117 件	①113 法人 ②354 件	①125 法人 ②341 件 ③実施	①193 法人 ②355 件 ③ (ア)379 件 (イ)183 件	①217 法人 ②365 件 ③ (ア)463 件 (イ)873 件	①234 法人 ②457 件 ③ (ア)537 件 (イ)295 件
当該年度の進捗状況	達成（①、② 企業の地域貢献活動については、市内で多様な主体による様々な取組が進められていることにより、目標が達成できた。③ 寄付文化の醸成に関する様々な取組を推進できたことにより、寄付に関する目標も達成できている。）					

<p>カ 今後の課題</p>	<p>① 取組の質を向上させるため、モデルとなる取組の状況を随時把握し、他法人の優れた取組について情報収集することが求められる。</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の思いや出来る事等の内容を踏まえて地域課題の解決に向けたコーディネートを進めていくため、より丁寧な対話が求められる。 SDGs の観点から、企業の地域貢献活動の推進が求められている中で、相談時に提案できるメニューを整備していく必要がある。 <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺贈（寄付）に関する専門相談の窓口を開設したが、利用実績につながっていないため、更なる周知が必要。 ヨコ寄付の取組をさらに進めていくため、「地域に貢献したい」という企業との連携を推進していく必要がある。 	<p>キ 課題への対応</p>	<p>① 引き続き、ネットワークの核となる取組を増やせるように働きかけながら、支援を通じて質の向上も同時に図る。また、社協以外の法人や施設が実施する取組について、広く周知すべき内容のものを把握する。</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 思いのある企業からの相談に適切に対応するとともに、地域課題等へつながる機関や団体等とのネットワークの構築を進める。 SDGs 等をより意識したメニューを整備するとともに、HP での事例掲載等を進め、地域貢献活動を推進する企業を増やす働きかけを進める。 <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺贈も含めた寄付に関するチラシ等を再整備し、高齢者を支援している機関や団体等へ情報が届けられるように調整していく。 市内に本社がある企業や関係機関等への働きかけを進めていく。
----------------	--	-----------------	---

③ 権利擁護の推進

<p>ア 取組</p>	<p>高齢者や障害者の地域生活を支援するため、権利擁護を推進します。</p>					
<p>イ 公益的使命の達成に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>①権利擁護事業契約者 1,310 人 （単年度目標：1,150 人、1,200 人、1,250 人、1,280 人） ②市民後見受任 実績 102 件</p>					
<p>ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容</p>	<p>① オンライン活用や書面による審査など、効率的な取組を取り入れ、迅速な契約締結につなげた。また、区社協ごとの課題に応じた支援や、所長と区社協管理職・専門員との意見交換などの取組を進めた。</p> <p>② 相談支援機関向け市民後見人紹介リーフレット発行、YouTube や区役所等デジタルサイネージで放映する市民後見人紹介動画を制作し、新たな PR 活動を進めた。</p>	<p>エ 取組による成果</p>	<p>① 権利擁護事業終了者のうち 72 件(前年度 59 件)を適切に成年後見制度へ移行するなど、積極的に取り組み、新規利用者との契約を進めた。</p> <p>② 広報活動と併せ、昨年度から受任調整案件も拡充したことで、成年後見人等候補者調整会議での市民後見人選任案件が増加した。結果として、目標を 10 件以上上回るとともに、受任調整の過程でも本人のメリットを考え、しっかりとした協議が行えた。</p>			
<p>オ 実績</p>	<p>平成 30 年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和 2 年度</p>	<p>令和 3 年度</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>最終年度 (令和 5 年度)</p>
<p>数値等</p>	<p>①権利擁護事業契約者数 1,139 人 ②市民後見人受任実績 52 件</p>	<p>①権利擁護事業契約者数 1,147 人 ②市民後見人受任実績 67 件</p>	<p>①権利擁護事業契約者数 1,149 人 ②市民後見人受任実績 80 件</p>	<p>①権利擁護事業契約者数 1,128 人 ②市民後見人受任実績 85 件</p>	<p>①権利擁護事業契約者数 1,140 人 ②市民後見人受任実績 94 件</p>	<p>①権利擁護事業契約者数 1,133 人 ②市民後見人受任実績 113 件</p>
<p>当該年度の進捗状況</p>	<p>①未達成（権利擁護事業契約者数は、当初目標の達成には至らなかったため未達成としたが、一人ひとりの状況に合わせた成年後見制度移行に取り組んでいる。） ②達成（市民後見人受任実績は当初目標を達成することができた。）</p>					

<p>カ 今後の課題</p>	<p>① 成年後見制度への移行が必要な契約者を確実に移行させるとともに、新規契約の増加と併せて、契約者数を維持していく。</p> <p>② 市民後見人活動の理解啓発を進め、新たな登録者養成と、相談支援機関や専門職移行などの受任調整案件を増加させる。</p>	<p>キ 課題への対応</p>	<p>① 権利擁護・成年後見制度に関する相談対応の進行管理の取組を継続していく。新規契約者増に向けた取組課題など、横浜市健康福祉局との協議を進める。</p> <p>② 第7期市民後見人養成課程を実施し、新たな登録者増加につなげる。市民後見人受任要件(資産・収入要件)を見直し、更なる受任を促していく。</p>
----------------	--	-----------------	--

(2) 財務に関する取組

<p>ア 財務上の課題</p>	<p>本会事業活動に関する負債は、「年金共済事業（会計上の名称は『退職共済』）」における『退職共済預り金』を除くと約 110 億円強となっています。そのうち7割を占める「長期運営資金借入金」は、横浜市補助事業「社会福祉事業振興資金貸付事業」実施のための借入金であり、本会財務状況の健全化に向けて削減必須項目となっています。</p>					
<p>イ 協約期間の主要目標</p>	<p>長期運営資金借入金の縮減 長期運営資金借入金 54 億 7,000 万円 (単年度目標：元年度 76 億 7,000 万円、2 年度 71 億 2,000 万円、3 年度 65 億 7,000 万円、4 年度 60 億 2,000 万円)</p>					
<p>ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容</p>	<p>借入金の償還財源である社会福祉事業振興資金貸付金の回収が確実に進むよう、貸付団体への周知等を行った。</p>	<p>エ 取組による成果</p>	<p>適切に返還がなされたことにより借入金毎年5億5千万円ずつ計画どおり返済することができた。</p>			
<p>オ 実績</p>	<p>平成 30 年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和 2 年度</p>	<p>令和 3 年度</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>最終年度 (令和 5 年度)</p>
<p>数値等</p>	<p>82 億 2,000 万円</p>	<p>76 億 7,000 万円</p>	<p>71 億 2,000 万円</p>	<p>65 億 7,000 万円</p>	<p>60 億 2,000 万円</p>	<p>54 億 7,000 万円</p>
<p>当該年度の進捗状況</p>	<p>達成（当初設定した最終年度の目標のとおり、着実に縮減が達成できたため）</p>					
<p>カ 今後の課題</p>	<p>今後の社会情勢の変化に伴う事業所等の経営悪化によっては、貸付金の回収が困難になるリスクが考えられる。</p>	<p>キ 課題への対応</p>	<p>確実な回収に向け、常に法人との関係を深め、働きかけを進める。</p>			

(3) 人事・組織に関する取組

<p>ア 人事・組織に関する課題</p>	<p>社会環境やニーズが刻一刻と変化するなかで、社会福祉協議会の公益的使命を果たすためには、変化に合わせた柔軟な組織体制や従事する職員の育成・定着が必要です。</p>					
<p>イ 協約期間の主要目標</p>	<p>① 現行業務の再編・整理等に係る検討、結果を踏まえた見直し ② 職員人材育成計画の改訂及び改訂した計画による体系的な育成体制の構築</p>					
<p>ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容</p>	<p>① ・職員雇用から定着支援まで効果的育成を進めるため、総務課に主事1名を配置した。</p> <p>・社会福祉センター予約システムの導入および横浜市ボランティアセンター機能の充実のため、嘱託職員2名を配置した。</p> <p>② ・「推薦による管理職登用制度」をスタ</p>	<p>エ 取組による成果</p>	<p>① ・就職説明会や専門職を対象とした相談会を実施。また合同企業説明会などにも出展し、一部採用につなげた。また専門職を対象として介護を学ぶ学校訪問し説明を行うなど新たな取組を行った。</p> <p>・予約システムの運用により、市民の方を窓口でお待たせすることが減り、限られた人員でも円滑に対応することができた。また、ボランティアセンター職員と連携し、施設利用者からのボランティア相談に対応することで、相談者のニーズに沿った対応をすることができた。</p> <p>② ・推薦制度による管理職登用の実施に</p>			

	<p>ートした。また、管理職昇進選考試験の応募要件を拡大し、介護主事をその対象とした。</p> <p>・従来の試験による管理職登用も継続実施。例年と比較して実施時期を早め、昇任予定者研修や懇談会を実施しました。</p>		<p>より、人材育成計画に基づき職員の能力や成果を適切に評価し、適任者を管理職に登用することができた。</p> <p>・昇任前に管理職として必要な知識を習得するなど準備を進めることができた。</p> <p>・これから管理職を目指す次世代の不安解消にもつながっている。</p>			
オ 実績	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	最終年度 (令和 5 年度)
数値等	<p>① 特定資金貸付事業の償還完了、振興資金貸付事業の新規貸付終了</p> <p>②職員人材育成計画の改訂</p>	<p>①実施</p> <p>②-1 実施（新採用 17 名） ②-2 実施</p>	<p>①実施</p> <p>②実施</p>	<p>①実施</p> <p>②実施</p>	<p>①実施</p> <p>②実施</p>	<p>①実施</p> <p>②実施</p>
当該年度の進捗状況	達成（業務執行体制の見直し及び強化が図られているため）					
カ 今後の課題	<p>①社会情勢や経営状況を踏まえ定期的な事業等の検証と見直しを行う必要がある。</p> <p>②専門職の人材確保とキャリア形成を含めた人材育成が求められている。</p>	キ 課題への対応	<p>①定期的な検証と役員会等における協議を踏まえ方針を検討する。</p> <p>②人材育成を体系的に進めるために、育成体制と研修内容等を整理する。あわせて人材確保・定着に向けて職員の処遇改善と魅力ある職場づくりを進める。</p>			

2 団体を取り巻く環境等

(1) 今後想定される環境変化等

<ul style="list-style-type: none"> ・経済的困難のみならず、生きづらさや精神疾患などの心理的な困難、孤独・孤立の問題、住居確保の問題など、これまで潜在化していた、あるいは本人や行政、関係機関も課題として十分に認識してこなかった様々なリスクが顕在化している。 ・いわゆる「8050 問題」やダブルケア、ヤングケアラーといった複数の課題が重なり合い、包括的な対応が求められる複合的なニーズも更に深刻化する。 ・引きこもり、社会的孤立、軽度の認知機能の障害といった既存の公的支援制度では解決が難しい課題への対応も表面化してきている。 ・少子高齢化の進展や雇用形態の多様化に加え、世帯構成の変化や地域のつながりの希薄化等により、支援を必要とする高齢者、障害者、生活困窮者等の更なる増加が見込まれる。 ・自治会町内会の加入率低下、既存のボランティア組織の高齢化や定年年齢の延長等により、地域の担い手の減少が危惧される。 ・他業種との賃金格差の拡大による若者の福祉離れにより、福祉を志す人材が減少するとともに、本会を含む福祉事業所においては、専門職人材の確保が困難となり、福祉人材の継続的な不足などの厳しい雇用状況の継続が懸念される。
--

(2) 上記(1)により生ずる団体経営に関する課題及び対応

<ul style="list-style-type: none"> ・困った時に相談できる相手がおらず社会的孤立状態に置かれている人が多くいるが、周囲の住民は、身近に困っている人がいることを知らなかったり、異変に気付いてもそれを誰に伝えたらよいか分からずかかえこんでしまったりする現状がある。 <p>そのため、困りごとを抱えている人を、地域の住民や関係機関・団体が連携して見守り、支えあう地域づくり、誰もが役割を持ち、それぞれが日々の生活に安心感と生きがいを得ることのできる仕組みづくりに取り組む。併せて仕組みを支える人材の確保・定着に向けて職員の処遇改善と魅力ある職場づくりを進めていく。</p>

・福祉業界は、利用者の増加とスタッフの人材不足や高齢化が顕著になっている。一方、サービス利用者の状況は多様化・複雑化しており、福祉人材の定着と育成が不可欠だが、各団体・法人は小規模である場合も多く、独自に人材育成の仕組みを持つことは容易ではない。

そのため、利用者に寄り添った質の高いサービスの提供や住民同士が支えあう地域づくりに向けて福祉人材の育成に取り組む必要がある。

また、福祉人材の確保や処遇改善は、市内の福祉事業所共有の課題であることから、会員組織である本会のメリットを活かし、本会部会を通して各施設の実情を把握していく。同時に、横浜市や全社協等とも情報を共有し、連携しながら人材確保・育成・定着に向けた取組を推し進めていく。

自己評価シート（令和5年度実績）

団体名	公益財団法人横浜市総合保健医療財団
所管課	健康福祉局健康推進課（令和4年度まで：保健事業課）
協約期間	令和3年度～令和5年度
団体経営の方向性	引き続き経営の向上に取り組む団体

1 協約の取組状況等

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 認知症者支援

ア 取組	専門性が必要な認知症鑑別診断や診断後の支援を行うとともに、地域の様々な支援機関とも連携し、認知症を発症した後も、地域で理解され支えられ見守られる共生社会を実現する。			
イ 公益的使命①の達成に向けた協約期間の主要目標	①認知症の鑑別診断件数（年間1,100件以上） ②若年性認知症者への支援の拡充 ・令和3年度 若年性認知症外来の制度設計及び試行 ・令和4年度 若年性認知症外来の本格実施 ・令和5年度 若年性認知症外来でのニーズ把握を踏まえた支援の開拓と拡充			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	①キャンセル時の迅速な対応や臨時枠の増設等を行うなどし、必要な方が早く鑑別診断を受けられるよう効率化に努めた。 ②医師2→3名、コーディネーター1→2名とそれぞれ1名ずつ増員して実施した。	エ 取組による成果	①令和2年度から認知症疾患医療センターが市内4→9か所に増えた影響と思われる申込減があり、当院の鑑別診断件数は微減となったが、待機期間は短縮し「早期診断・早期対応」に寄与した。 ②診療と相談を一体的に提供し（実人数23患者・延診察回数119回）、使用するサービスが少ない若年性認知症の方へ当センターの精神障害者支援部門の障害福祉サービスや精神科デイケアを紹介することができた。	
オ 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度（令和5年度）
数値等	鑑別診断件数年間986件	① 1,122件 ② 若年性認知症外来の制度設計及び試行	① 1,118件 ② 若年性認知症外来の本格実施	①1,076件 ②若年性認知症外来でのニーズ把握を踏まえた支援の開拓と拡充
当該年度の進捗状況	① 未達成（目標件数未達成のため） ② 達成（ニーズ把握を踏まえた支援を実施できたため）			
カ 今後の課題	① 受診しやすさに向けての検討 ② 地域のケアマネジャーとの連携体制の構築を行い、若年性認知症者への支援を強化する。	キ 課題への対応	① 高齢者とそのご家族にとって受診しやすいように、鑑別診断の時間帯や所要時間を見直し、選択の幅を広げる。 ② 若年性認知症の方への支援が地域関係機関でも当たり前になるように、引き続き、コーディネーターから地域のケアマネジャーへの引継ぎを促進する。	

② 高齢者支援

ア 取組	精神科病院に長期入院したまま高齢化し要介護状態になった精神障害者の地域移行を実現する。			
イ 公益的使命②の達成に向けた協約期間の主要目標	精神科病院から介護老人保健施設へ受け入れる利用者数（年間の実人数） ・令和3年度 4人 ・令和4年度 5人 ・令和5年度 6人			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度企画した法人内の介護老人保健施設と障害者支援施設が協働で老健入所中に障害福祉サービスの体験利用を提供する「高齢精神障害者おためし利用事業」を関係機関へPRした。 ・病院訪問や電話連絡等により、精神科病院に対して退院促進と老健施設への受け入れに向けた働きかけを続けた。 ・入所後すぐに障害特性に応じた支援が開始できるように、受入検討の時点から精神障害者を担当する地域精神保健部の担当者を付ける等、精神障害者支援施設と高齢者支援施設の連携を強めた。 ・「身寄りがない方の外部受診及び救急搬送マニュアル」と「身寄りがない人の支援シート」を作成した。 	エ 取組による成果	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に病院へ訪問して精神科病院への働き掛けを続けたが、高齢者支援施設及び精神科病院での新型コロナ感染やクラスター発生による入退所制限が続き、外出や「お試し利用事業」での障害者支援施設との行き来が実現しなかったこともあり、精神科病院からの入所希望は少なく、目標の6名は達成できなかった。 ・一方、内科や整形外科領域の病院からや、矯正施設からの出所予定者の依頼・紹介はある等、高齢精神障害者の需要はあった。 	
オ 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度（令和5年度）
数値等	0人	4人	6人	5人
当該年度の進捗状況	未達成（5年度内の受入人数の目標は未達成）			
カ 今後の課題	身寄りがない高齢精神障害者に対する介護老人保健施設での対応方法の確立。	キ 課題への対応	身寄りがない方の支援に対するマニュアルや帳票を活用して、法人後見の活用や家族役割の支援者間での役割分担等（救急の医療機関受診や身の回り品の購入等）の実績を積み、対応を改善していく。	

③ 精神障害者支援

ア 取組	精神障害者のリハビリ（障害を抱えながらも希望や自尊心をもち自立し意味のある生活を送ること）が推進され、本人が主体的に人生を選択し、地域のなかで暮らしていくことができる社会を目指して取組を進める。			
イ 公益的使命③の達成に向けた協約期間の主要目標	障害福祉サービス又は精神科デイケアにおいて医療観察法等の対象者を毎年1人以上（実人数）受け入れる。			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	<p>今年度初めて社会復帰調整官の当施設での研修受け入れを行う等、連携を深めた。</p> <p>横浜保護観察所の社会復帰調整官と受入れの調整を行い、次年度2人の受入の予定は立っているが、退院は決定せず5年度内の新規受け入れとはならなかった。</p>	エ 取組による成果	<p>前年度から引き続き宿泊型自立訓練施設での受け入れを継続したが5年度中の退院による入所申し込みはなかった。</p> <p>6年度の新規入所申込は2件入っている。</p>	
オ 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度（令和5年度）
数値等	就労定着支援1人、宿泊型自立訓練および自立訓練（生活訓練）1	自立訓練（生活訓練）2人、うち1人は宿泊型自立訓練と精神科デ	短期入所1人、宿泊型自立訓練および自立訓練（生活訓練）1人	宿泊型自立訓練および自立訓練（生活訓練）1人（前年度からの継

	人	イケアを同時利用		続利用)
当該年度の進捗状況	達成（5年度は、前年度からの継続利用者1名を受け入れた）			
カ 今後の課題	関係機関との調整に時間を要することから、よりスムーズに受け入れ調整を行っていく必要がある。	キ 課題への対応	受入調整をよりスムーズにチームで行えるように工夫していく	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	公益財団法人として安定した経営を継続していくため、収支バランスのとれた健全な財務状況を実現する必要がある。			
イ 協約期間の主要目標	一般正味財産期末残高（特定費用準備資金の積立額・取崩額、及び特定資産評価損益等を除く。）について前年度決算額を維持。			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	コロナ禍や物価高騰の影響が続く中、収入確保・経費節減に努めつつ、過年度に積み立てた事業運営積立資産を活用し、ネットワーク更新工事など、必要な投資を行うなどした。	エ 取組による成果	一般正味財産期末残高（特定費用準備資金からの取崩額及び特定資産評価損益等を除く）が前年度に比べ減となった（光熱水費等が高騰する中、必要な投資を行った結果、56,271,378円の減となった）。	
オ 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度（令和5年度）
数値等	一般正味財産期末残高 630,682,798円	一般正味財産期末残高 673,727,138円（特定費用準備資金への充当額及び特定資産評価損益等を除き維持）	一般正味財産期末残高 624,506,373円（特定費用準備資金からの取崩額及び特定資産評価損益等を除き 8,888,765円の減）	一般正味財産期末残高 506,442,995円（特定費用準備資金からの取崩額及び特定資産評価損益等を除き 56,271,378円の減）
当該年度の進捗状況	未達成（光熱水費を始めとした物価の高騰や、コロナ禍の影響による利用者数回復の遅れによる収入減などの影響などにより一般正味財産期末残高が昨年度比で減となった）			
カ 今後の課題	職員の高齢化による人件費の増や施設・設備の老朽化による修繕費の増に加え、コロナ禍の影響による利用者数回復の遅れによる収入減などが見込まれる。加えて、業務効率化のためのIT化、デジタル化等への対応も進めていく必要がある。	キ 課題への対応	当面、コロナ禍や物価高騰の影響が続くことが見込まれるが、収入確保に努めるとともに、適切な経費執行に努めつつ、市とも相談・調整しながら、公益的使命を持続的に果たしていくための、必要な投資を行っていく（必要に応じて、特定費用準備資金の活用も検討する）。	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	社会の要請に応え財団の公益的使命を果たせるよう、全ての雇用形態の固有職員に対して組織的に人材育成を進め、自ら学び成長する職員を育成することにより、財団の運営基盤をより一層強化していく必要がある。			
イ 協約期間の主要目標	改定した人材育成プランに基づく組織的な人材育成の推進及び嘱託・パート職員を対象とした人材育成プランの策定・実施 ・令和3年度 嘱託・パート職員の人材育成プランの策定 ・令和4年度 同プランに基づく取組開始、Self Development（自己開発）の支援内容・方法の検討 ・令和5年度 Self Development 支援の実施			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	・令和4年度に策定した要綱に基づきSelf Development（自己開発）支援を実施した。	エ 取組による成果	前年度に策定したSelf Development（自己開発）支援に関する要綱に基づく、職員に対しての自己開発支援を実施した。	
オ 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度（令和5年度）
数値等	人材育成プラン（正規職員対象）の改定	嘱託・パート職員の人材育成プランの策定	嘱託・パート職員の人材育成プランに基づく取組開始、Self Development（自己開発）の支援内容・方法の検討	Self Development（自己開発）支援の実施

当該年度の進捗状況	達成 (Self Development (自己開発) 支援を実施した)		
カ 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営に必要な専門職等の人材確保、次世代職員への技術・ノウハウの継承。 ・運営を担う人材の組織的・計画的な育成 (人材育成プランに基づく具体的な取組の推進)。 	キ 課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSやホームページ等様々な媒体を活用するなどし、訴求性の高い情報を発信することで、必要な人材を確保していく。 ・自己開発の支援や各種研修の企画・実施などを通して、組織的・計画的な人材育成を進めていく。

2 団体を取り巻く環境等

(1) 今後想定される環境変化等

<p>○増加する認知症者や若年性認知症者への対応 2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれている中、「高齢夫婦世帯」及び「高齢単独世帯」の割合も大幅に増加するなど、家族だけで認知症の人を支えることはますます困難になっていくことが想定される。また、認知症になっても社会的なつながりを保ち、役割を果たす機会を提供することが求められてきている。とりわけ、40～60代の働き盛りに発症することが多い「若年性認知症」には、このことがより求められるが、実際には診断がつく頃には職業生活に支障をきたし、社会的な行き場や役割を失うケースが多いことから、診断の受け止めや支援につながるまでの空白期間にどう関わるかが課題となっている。このため、早期診断・早期支援を実現するとともに、認知症の人が正しく理解され、その人らしさや尊厳が尊重される社会を構築する必要がある。</p> <p>○市内に87の介護老人保健施設が開設されている中で、公的施設としての役割を明らかにし果たしていく必要がある。</p> <p>○精神科病院に長期入院し高齢化し要介護状態になった精神障害者の地域移行の困難化 長期入院や高齢精神障害者の死亡退院の問題は重要な社会的課題であるが、地域移行を担う障害福祉の分野では、高齢精神障害者でかつ介護が必要な方への支援を行える事業所は少なく、その一方で、高齢者支援を担う介護保険施設で長期入院精神障害者を受け入れている施設は極めてまれである。高齢でかつ要介護状態の精神障害者は、障害福祉と介護保険の制度の狭間に陥り、益々地域移行が困難となっていくと思われる。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、利用者数及び収入水準の回復の遅れが見込まれるとともに、光熱水費を始めとした物価の高騰が続くことが予想される。</p> <p>○法令等の改正 ・診療報酬、介護報酬、障害者支援に係る給付費の改定等による収入額への影響。 ・介護老人保健施設については、法改正により「在宅復帰・在宅療養支援」機能が明確に定義され、平成30年度報酬改定でも高く評価されたことにより、今後、多くの施設が「在宅復帰・在宅療養支援」にシフトし、それを維持していくと思われる。</p> <p>○専門職を始めとした人材の確保について、困難さを増してくると思われる。</p>
--

(2) 上記(1)により生ずる団体経営に関する課題及び対応

・公的施設としての役割を踏まえ、民間事業者では採算上または事業の性格上対応が困難な方々の受け入れを進めるとともに、関係機関との連携強化や、パンフレット・ホームページ等によるPR等に努め、より多くの市民利用につなげ、収入の確保にも努めていく必要があります。

・精神障害者支援施設においても公的施設としての役割を果たすため、障害福祉サービス又は精神科デイケアにおいて医療観察法の対象者の受け入れを進めます。

・認知症者支援の開始には、認知症の種別を決定する鑑別診断が欠かせないため、複数の認知症専門医が高度検査機器を活用して、市内最多かつ専門性が高い鑑別診断を提供するとともに、その結果を、医療と介護に関する支援計画として、本人・家族・医療機関に提供し、必要に応じて文書や電話でフォローアップしていきます。これにより、増加する認知症者に対して、かかりつけ医が地域の関係機関と協働で支えられる体制づくりに寄与します。

・若年性認知症者への支援として、専門外来を設置し、早期診断・早期支援につなげるとともに、若年性認知症支援コーディネーターと連携し、社会参加や役割の維持・獲得の場を作り、併せて共通の悩みを持つ当事者同士の交流や活動の場づくりを支援していきます。

・在宅の精神障害者を当センターの介護老人保健施設で受け入れてきたこれまでの実践を踏まえて、精神障害者支援施設とも連携し、各々の事業と人材、ノウハウを活用し合い、取り組みが必ずしも容易でない長期入院要介護精神障害者の地域移行への取り組みを進めていきます。その中で、特に中間施設でのリハビリ等が必要な方等については、介護老人保健施設で受入れ、アセスメントと介護保険のサービスや事業所とのマッチングを行うことで、長期入院・高齢・要介護精神障害者の地域移行につなげていきます。この取り組みには相談支援の質の向上が重要であることからピアサポートによる支援の充実も図ります。(令和5年度から精神障害者ピアスタッフ推進事業を受託)

・市民から期待される事業の充実や老朽化した施設・設備の修繕・更新等の対応を行っていく必要があり、また、職員の高齢化に伴う人件費の増も見込まれることから、収入増と支出削減に取り組んできました。具体的には、収入確保のため、それぞれの部門で高い目標を掲げ、その達成に向け取り組むとともに、人員配置の見直し、委託内容の見直し及び入札等の実施による委託料の節減等に努めるなど、コスト削減にも取り組んできました。こうした取り組みの結果、令和2年度から令和3年度には、一般正味財産期末残高を増加することができ、剰余金相当分を令和3年度に実施した医療情報システムの更新資金に積み立てすることができました。引き続き、各部門における利用料金等の収入確保を図りつつ、必要な投資も行いながら、適正な経費執行に努めます。

・新型コロナウイルス感染症の影響が当面の間続くことが見込まれるから、令和6年度以降も感染予防及び予想される収入回復の遅れに対応した、適切な法人運営及び施設運営に取り組んでいく必要があります。収入の確保及び経費の節減に努めるとともに、経費の執行にあたっては、緊急性・安全性を十分に検討し、必要な投資は進めていきます。

・介護老人保健施設については、法改正により「在宅復帰・在宅療養支援」機能が明確に定義され、報酬改定でも報酬上高く評価されたことを受け、横浜市総合保健医療センターでも、これまで以上に在宅復帰・在宅療養支援の強化に取り組んだ結果、施設類型は、平成30年度に「基本型」から「加算型」に移行し採算性も向上、以後「加算型」を維持し続けています。今後も、「加算型」以上の施設類型の維持に努めます。

・令和5年3月からは、高齢者支援施設を取り巻く状況変化に対応し、今後も公的施設としての役割を果たし、持続的・安定的に運営していくため、経営コンサルタントとともに入所・通所を含めた施設のあり方や、財団内外との効果的な連携手法等について検討を開始し、横浜市とも相談・調整をしています。現時点では、精神障害者の地域移行が進まない横浜市の課題を解決できる機関の1つとして、その推進役を担うことを中心に、若年性も含めた認知症対策も充実させていく方向性を検討しています。

・また、令和6年2月からは、精神障害者支援部門についても、公益性と先駆性、収益性のバランスを踏まえ、施設が取り組むべき方向性を定めるため、経営コンサルタントとともに「あり方検討」を開始しました。検討は、横浜市とも相談・調整しながら進めていきます。

・横浜市総合保健医療センター介護療養病床(12床)を令和3年度末をもって廃止し、令和4年度から新たに「介護医療院(12床)」を開設しました。介護医療院では、長期療養が必要な方に、介護と医療のサービス及び長期療養にふさわしい生活環境を提供しています。

・多職種を擁し、「精神障害者支援」「要介護高齢者支援」「地域医療機関支援」を連携させた事業を実施しているという団体としての強みを生かすなどし、人材確保(特に若手人材)・育成を行い、技術・ノウハウを次世代に継承していく必要があります。

自己評価シート（令和5年度実績）

団体名	公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会
所管課	健康福祉局生活支援課
協約期間	令和元年度～令和5年度
団体経営の方向性	引き続き経営の向上に取り組む団体

1 協約の取組状況等

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 健康づくり・介護予防の推進

ア 取組	寿地区を中心とした市民へ保健医療の提供、健康づくり・介護予防等の事業を行い、地域福祉の向上を図ります。				
イ 公益的使命の達成に向けた協約期間の主要目標	① 健康・介護予防普及啓発活動の充実 令和5年度目標：講座等への参加者延べ800人/年 （各年度目標 元年度 540人 2年度 650人 3年度 700人 4年度 750人 5年度 800人） ② 健康コーディネーター室の支援対象者数の拡大 令和5年度目標：支援対象者実数 450人/年 （各年度目標 元年度 210人 2年度 300人 3年度 350人 4年度 400人 5年度 450人）				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	① 交流センター内で実施している業務班の事業に参加し、また地域の作業所に出張して、健康講座を実施しました。 ② 各種健康測定器を活用した健康チェックや健康相談、横浜市寿生活館への出張健康相談を行い、住民の健康問題を早期に把握することで、必要な支援につなげることができました。また水缶配布などのイベントや関係機関への協力依頼を通して、新規利用者の確保に努めました。	エ 取組による成果	① アウトリーチによる健康講座を開催したことで、目標値を達成しました。 ② 利用案内のチラシを周辺医療機関や関係先に配布する等利用者確保の周知を行った結果、健康コーディネーター室の認知度が上がり、昨年度より100人ほど利用者が増え、目標値を大きく上回りました。		
オ 実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度（令和5年度）
数値等①	605人	418人	937人	634人	878人
数値等②	291人	466人	628人	499人	603人
当該年度の進捗状況	達成（①・②とも目標を達成することができました。）				
カ 今後の課題	・一期目の協約期間を終え、健康コーディネーター室の取組の成果を測れる指標が必要です。 ・支援の行き届いていない要支援者の把握や健康づくり、介護予防の呼びかけ強化が必要です。		キ 課題への対応	・取組の成果の指標について検討します。 ・関係機関や簡易宿泊所と連携し、出前講座や出張相談を拡大し、要支援者の把握や健康・介護予防普及啓発に努めます。	

② 地区内外の交流の推進

ア 取組	多くの住民が、1室平均3畳という住宅事情の中で日々を過ごしており、生活の質の向上が課題であるため様々な活動の場を設け、参加していただくことで、社会参加・生きがいがづくりにつなげます。				
イ 公益的使命の達成に向けた協約期間の主要目標	① 諸室の利用者人数 令和5年度目標：延べ127,000人/年 (各年度目標 元年度 96千人 2年度 118千人 3年度 120千人 4年度 123千人 5年度 127千人) ② 寿地区住民を主な参加対象とした社会参加・生きがいがづくり 令和5年度目標：延べ1,000人/年 (各年度目標 元年度 710人 2年度 850人 3年度 900人 4年度 950人 5年度 1,000人)				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	生きがいがづくり事業では、運動・アート・文化・健康など様々なジャンルの講座を企画し、より多くの利用者が関心をもって参加できるようにしました。図書室では貸出図書の入れ替えを行い、新書の貸出を充実しました。	エ 取組による成果	感染拡大防止対策を十分に行うことで、利用者が安心して講座へ参加に参加できる、また、図書の貸し出しができる環境を整備しました。結果、利用者が増加し、生活の質の向上・社会参加・生きがいがづくりにつながりました。		
オ 実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度(令和5年度)
数値等①	143,118人	59,315人	112,372人	112,890人	122,059人
数値等②	2,411人	2,263人	3,415人	4,419人	5,010人
当該年度の進捗状況	①未達成(①は増加していますが、コロナ禍の影響もあり目標には届きませんでした) ②達成(②は大幅に目標を達成し参加者が増加しています。)				
カ 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・寿地区だけではなく、地区外の住民のセンターの利用と事業への参加を促す取り組みが必要です。 ・平日以外の諸室利用率を高める工夫が必要です。 ・社会状況等大きな変動があった場合には、所管課と協議の上、目標修正を要する場合があったと考えます。 	キ 課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙配布などを通じて、簡易宿泊所居住者へ施設利用や行事への参加を呼び掛けていきます。 ・団体登録を促進するため、地区外の民協など関係団体への事業説明や資料配布を行い、団体への働きかけをしていきます。 ・状況変動に伴い所管課と目標を再検討します。 		

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	公益事業の継続のため、協会の行う事業(診療所、浴場事業等)の収入増加を図り、安定した経営を維持する必要があります。				
イ 協約期間の主要目標	実施事業による収入の増加 令和5年度目標：事業の収入 155,000千円(内訳 診療所142,600千円 浴場11,900千円 貸付事業500千円) (各年度目標 元年度 125,000千円 2年度 151,000千円 3年度 152,000千円 4年度 153,000千円 5年度 155,000千円)				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	内科の医師を原則二診制とし、診療内容を充実することにより、診療報酬増を目指しました。	エ 取組による成果	診療所患者数・浴場利用者数とも増加しています。		
オ 実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度(令和5年度)
数値等	157,545千円	162,315千円	167,481千円	188,610千円	181,654千円
当該年度の進捗状況	達成(目標を達成することができました。)				

カ 今後の課題	診療所・浴場とも赤字解消に向け事業の効率化とともに、更なる増収と経費の削減が必要です。	キ 課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所は、二診制により患者待ち時間短縮、診療内容充実と適切な検査の実施等による診療報酬増を目指します。 ・公衆浴場は、浴場協同組合と連携して毎月の季節感あるサービスを実施し、利用客増加に努めます。 ・引き続き事業の見直しと経費の削減に努めます。
---------	---	----------	---

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な市民サービスの提供にあたっては、安定的な組織運営が必要です。 ・提供するサービスの質の向上を図るため、全職員が組織目標を共有し、意欲的に働くことができるよう人事制度の改善を図ることが必要です。 ・施設での業務・運営を円滑に行うことが求められるため、内部研修の充実・業務改善や効率化を継続して進める必要があります。 				
イ 協約期間の主要目標	<ol style="list-style-type: none"> ① 人事組織体制の見直し 令和5年度目標：実施 ② 業務の改善・効率化提案表彰制度の導入/業務効率化実施件数 令和5年度目標：(提案実施件数(表彰数)) 5件/年 ③ 内部研修年間開催回数 令和5年度目標：47回実施/年 				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	職員就業規程・給与規程等の改定、全職員への面談実施(2回)とともに、ハラスメント研修実施	エ 取組による成果	職員の就業意欲向上、職員の意識変革と職場環境の改善につながりました。		
オ 実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度(令和5年度)
数値等①	給与制度見直し	人事考課制度の導入	人事考課結果による昇給の実施	新たな人事給与制度の継続実施	人事組織体制見直し
数値等②	制度検討	制度検討	制度検討	制度制定	制度制定と見直し
数値等③	21回	13回	13回	14回	25回
当該年度の進捗状況	①達成、②③未達成(①については達成できましたが、②③は目標に届きませんでした。)				
カ 今後の課題	組織の運営体制を安定させるように、毎年の運営方針の策定と見直し、及び職員の計画的な人材育成に取り組む必要があります。	キ 課題への対応	運営方針と人材育成計画を定期的に見直し、職員研修を計画的に実施します。		

2 団体を取り巻く環境等

(1) 今後想定される環境変化等

<ul style="list-style-type: none"> ・寿地区には113軒(令和5年11月1日時点)の簡易宿泊所(簡宿)があり、約5,300人の住民が3畳程度の居室で生活しています。高齢化率は53%と高く、住民の93%が生活保護を受給し、要介護者や障害者も多く生活しています。住民の多くが単身男性でつながりが薄く、社会的に孤立しやすい環境にあります。 ・近年、簡宿の宿泊者数は減少傾向にあります。また簡宿自体も老朽化等による建替えが進み、地区内に分譲マンションなどが建設されています。多くの住民が福祉制度の利用者で、地区外からの転入者も増えています。

(2) 上記(1)により生ずる団体経営に関する課題及び対応

<ul style="list-style-type: none"> ・寿地区住民の健康づくり・介護予防、生きがいつくり、社会参加などに向けた支援のほか、生活環境の改善、市民相互の助け合い・交流などが求められるため、「横浜市寿町健康福祉交流センター」と「寿生活館」の運営を通じて、取組を進めてまいります。 ・また、今後も継続して地域で活動を行っていくため、保健・医療の人材を確保し提供を充実していくとともに、
--

地域と連携しながら、事業の見直し等による地域ニーズへの対応を進めていく必要があります。

- ・診療所内科の二診制定着による診療内容の充実や、簡易宿泊所への往診の実施により、地域の特性を踏まえた医療の提供と診療報酬増加を図ります。
- ・一般公衆浴場で毎月変わり湯を実施し、サービス向上による利用客の増加を図ります。
- ・利用者には高齢者や疾病治療中的人也多いため、引き続き状況に応じたマスク着用等の感染症対策を適切に行います。安心して来館いただける環境を整えることで、市民へ保健医療の提供、健康づくり・介護予防等の事業を行い、地域福祉の向上を進めていきます。

自己評価シート（令和5年度実績）

団体名	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団
所管課	健康福祉局 障害自立支援課
協約期間	令和3年度～令和5年度
団体経営の方向性	引き続き経営の向上に取り組む団体

1 協約の取組状況等

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 障害児支援の充実

ア 取組	障害のある又はその疑いのある児童に、リハセンターの発達障害対策部門を含む地域療育センター（以下、「地域療育センター」という。）において、早期発見から療育までの専門的かつ総合的な支援を実施します。			
イ 公益的使命の達成に向けた協約期間の主要目標	ニーズ等の多様化に対する多様なサービスの構築 各地域療育センターで、利用面接に心理士面接を導入し、利用面接時の支援の幅を広げます。 （令和3年度 週1回、令和4年度 週2回、令和5年度 週3回）			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	診察からではなく、相談から始まる支援を前提として、利用開始時のソーシャルワーカーとの面接に加え、心理士面接を実施することで、相談ニーズを持つ保護者・利用児への支援の幅を広げることができました。子の成長や子育て等に不安を持つ保護者へ、心理という専門的観点からの対応により、相談主訴の整理、診察や療育等の必要な支援への動機づけ、対応へのアドバイス等を実施しました。		エ 取組による成果 心理士面接の充実を図ったことにより、診察の前に複数回地域療育センターに通う機会となった結果、児童も慣れ、保護者にとっても継続性のある相談ができました。また、必ずしも医療を前提としない相談ニーズについて、悩みごと等を継続的に相談する家庭もあるため、心理士面接の導入により、保護者の不安の軽減解消につながっています。	
オ 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度 (令和5年度)
数値等	-	週1回実施	週2回実施	週3回実施
当該年度の進捗状況	達成（各地域療育センターで実施できているため）			
カ 今後の課題	幼児へのタイムリーな支援体制はここ数年で整ってきましたが、学齢児への支援がまだ不足しています。心理士面接においても、学齢児の場合は、所属集団が変わり、本人の交友関係や親子関係等、児童の成長により幼児期とは異なった悩みが出てくるため、保護者に加え本人との面談も必要とされます。また、保護者の相談ニーズも児童の状況によって変化するため、対応・業務量が倍増します。多様化するニーズに応えるために、より専門性の高い心理士の確保と育成が必要と考えます。		キ 課題への対応 不安を抱えている保護者に対して、今何をしたら良いか等の具体的な助言が必要であり、不安に寄り添いながら、共に子どもの様子を共有していくプロセスは、保護者の障害理解を促進するうえで大切です。また、医療・福祉の多軸的なアセスメントは地域療育センターの持つ固有の専門性であり、他の機関にはない機能のため、支援の強化に向けて、引き続き心理士の確保・育成を図り、ソーシャルワーカー・保育士等多職種との連携を強化します。 学齢期支援に関しては、地域療育センターだけの課題ではなく、教育部門との調整も必要となってくるため、横浜市と連携を図っていきます。	

② 高次脳機能障害者への支援強化

ア 取組	高次脳機能障害者が地域で安心して暮らし、自己決定に沿って臨む生活ができるよう、総合相談、医療及び福祉サービスが連携した支援を実施			
イ 公益的使命の達成に向けた協約期間の主要目標	高次脳機能障害者等への支援件数の増加（3,000件） （令和3年度：2,785件、令和4年度：2,892件、令和5年度：3,000件）			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	①高次脳機能障害専門相談として、市内18区の中途障害者地域活動センターに月1回以上訪問して、当事者、家族、支援者への相談支援を行ってきました。これにより、身近な地域で相談できる体制ができました。 ②主催研修や区役所等からの依頼による研修会において講義を行うことで、高次脳機能障害についての周知を図りました。 ③家族教室を開催して、家族が高次脳機能障害を理解するための機会や家族同士の交流の場を設けました。	エ 取組による成果	①高次脳機能障害専門相談は、令和5年度187回訪問して、延べ233件の相談に対応し、横浜市総合リハビリテーションセンター診療所や就労支援施設のサービスを活用して、それぞれが目標とする生活に戻りました。 ②主催研修は延べ110名が参加しました。研修依頼は11件あり、区役所等で要望に応じた内容で講義しました。 ③家族教室は延べ50名が参加しました。うち2回は家族交流会とし、横浜市総合リハビリテーションセンター・ラポール上大岡の2会場で34名が参加しました。	
オ 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度（令和5年度）
数値等	2,677件	2,777件	2,902件	3,006件
当該年度の進捗状況	達成（診察や継続的な相談対応、支援者向けの研修等による支援が実施できたため）			
カ 今後の課題	市内の障害者就労支援事業所では、利用者は増加傾向にあります。高次脳機能障害者を含む中途障害者への就労面に関する支援の拡充が求められます。	キ 課題への対応	復職及び新規就労希望者がそれぞれの障害特性の気づきや自己認識を深められるよう、支援ツールの整備を図り、就職及びその後の定着に取り組めます。	

③ 障害者が身近な場所で障害者スポーツに取り組める環境の整備

ア 取組	障害者が身近な地域でスポーツに取り組める社会の実現			
イ 公益的使命の達成に向けた協約期間の主要目標	市内108か所の障害者福祉施設にスポーツ・レクリエーションの支援を実施 1. 障害者福祉施設内での直接的なスポーツ指導（出張指導） 2. 施設職員や支援者を対象とした障害者スポーツ啓発研修 3. 横浜ラポール・ラポール上大岡での体験会（施設利用支援） 4. 横浜市パラスポーツ指導者協議会指導者等の活用（協働） 【年度ごと目標値】 （各区計18か所の中途障害者地域活動センターを起点として支援を実施） 令和3年度：新たに18か所 令和4年度：新たに36か所 令和5年度：新たに36か所 計：108か所で支援実施			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	1. 障害者福祉施設内での直接的なスポーツ指導（出張指導） 2. 施設職員や支援者を対象とした障害者スポーツ啓発研修 3. 横浜ラポール・ラポール上大岡での体験会（施設利用支援） 4. 横浜市パラスポーツ指導者協議会指導者等の活用（協働）	エ 取組による成果	目標を上回る、新たな事業所128か所に支援を実施し、スポーツ・レクリエーション活動の導入を図ることができました。また、ラポールの認知度向上、及び事業所や区自立支援協議会など地域の福祉ネットワークとの協力関係を築くことができました。	
オ 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度（令和5年度）

数値等	市内 12 区において、自主的に障害者スポーツのプログラムを実施する環境を整備	市内 18 か所において新たに支援を実施	市内 53 か所において新たに支援を実施	市内 57 か所において新たに支援を実施
当該年度の進捗状況	達成（目標を上回る市内 128 か所に対する新たな支援が実施できたため）			
カ 今後の課題	引き続き対象の拡大を図るとともに、事業所が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、段階的・継続的な支援が必要。	キ 課題への対応	市内の障害福祉事業所等と連携しながら、地域の状況にあったスポーツ・レクリエーション環境を整備に向けた支援を行う。	

（２）財務に関する取組

ア 財務上の課題	安定的かつ自立的な団体運営のため、引き続き経費の削減に取り組む必要があります。			
イ 協約期間の主要目標	事務費の削減（対令和 2 年度比 10%削減） （令和 3 年度：71,466 千円（△3%）、令和 4 年度：69,001 千円（△7%）、令和 5 年度 66,537 千円（△10%）			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	各事業における事務作業内容を振り返り、ペーパーレス化の推進等で継続的に効率化を進める中で、消耗品費、備品費等の削減を図りました。	エ 取組による成果	令和 2 年度と比較して、10.01%の減となり、事務費コストの削減の金額目標を達成しました。	
オ 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	最終年度（令和 5 年度）
数値等	73,930 千円	71,489 千円	68,791 千円	66,529 千円
当該年度の進捗状況	達成（最終目標である対令和 2 年度比 10%削減を達成したため）			
カ 今後の課題	全体的な物価上昇が続いている状況の中で、消耗品も値上がりしており、削減が容易ではなくなっています。	キ 課題への対応	電子カルテ導入による消耗品の削減や、会議資料のペーパーレス化やオンライン化等により引き続き事務費の削減に取り組みます。	

（３）人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	これまで、人事考課制度と MBO を連動させ職員の能力や実績等を適正に評価するとともに、処遇に反映する独自の人事給与制度を導入し、計画的・組織的な人材育成を図っています。 一方で団体設立から 30 年以上経過し、今後定年退職者が増える中でも、定期職員採用試験実施時の応募者が近年減少しており（職種によっては横ばい傾向）、質の高い人材を確保するため、採用活動を見直す必要があります。			
イ 協約期間の主要目標	定期職員採用試験（社福・保育士）の応募者の増加（対令和 2 年度比 1.5 倍（47 人）） （令和 3 年度：プロジェクトの立ち上げ、令和 4 年度：プロジェクトの拡大、令和 5 年度：定期職員採用試験の応募者 47 人の達成）			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	採用プロジェクトを継続的に実施し、職種や専門領域を超えて積極的な意見交換をおこない、採用活動の見直しを図りました。具体的には、職種毎に採用コンテンツ素材を収集し、求人サイトでの訴求効果を高め、保育士の就職相談会を新たに実施しました。	エ 取組による成果	令和 5 年度の定期職員採用試験（社福・保育士）の応募者は、52 人まで増加しました。	
オ 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	最終年度（令和 5 年度）
数値等	採用試験応募者：31 人	プロジェクト立ち上げ実施（参考：採用試験応募者 36 人）	プロジェクトの拡大（参考：採用試験応募者 21 人）	プロジェクトの継続実施（参考：採用試験応募者 52 人）
当該年度の進捗状況	達成（定期採用試験の応募者が 52 人まで増加）			

<p>カ 今後の課題</p>	<p>社会情勢を考えると、採用困難な状況は引き続き継続すると思われま す。また、経験者採用が増えたことにより、人材育成や職員定着に関する新たな課題が生じることが考えられます。</p>	<p>キ 課題への対応</p>	<p>引き続き近年の求職者の動向に合わせて採用活動の見直しを図っていくとともに、離職防止の対策を検討の上、実施していきます。</p>
----------------	---	-----------------	--

2 団体を取り巻く環境等

(1) 今後想定される環境変化等

本事業団の事業実施には、医療・福祉分野の専門職員が必須ですが、就職希望者の医療・福祉関連業界への関心度は低調で、労働人口の減少・高齢化が進む中、人材確保は今後もさらに厳しい状況が続くものと考えられます。また、新型コロナウイルス感染症をきっかけに、社会全体で新しい生活様式の見直し等が図られ、利用者サービス・支援の需要と供給、働き方にも変化が出てきております。

近年のICT化も影響して、人材不足対策として、これまで人が行ってきた仕事が機械化・自動化される動きは今後も継続すると考えられます。

障害像の複雑化・多様化、家庭における生活様式の変化等に、従来の支援方法だけでなく、新たな発想や取組にチャレンジしていく必要があります。

(2) 上記(1)により生ずる団体経営に関する課題及び対応

事業団創立より37年を超え、各施設・設備の老朽化が進み、大規模修繕の必要性や高額医療機器の更新等、利用者へサービスや支援の提供を行うための土台部分の修繕が必要となってきました。併せて令和6年度より、発達障害対策部門の地域療育センター機能については利用申込の段階から早期にサービスを提供できる「一次支援」を本格的に開始するため、利用者へより良い支援・サービスが継続できるようハード・ソフトの両面から体制を整えます。

また、創立当初からの職員が定年を迎える世代交代の時期となり、次世代を担う職員の育成と優秀な人材確保が重要課題となっています。支援・サービスの質の低下を招くことなく、その向上に向けて、医療・福祉分野の専門職の離職防止を図ると同時に、現場の業務負担軽減と人員配置の効率化を実現していくICT化の必要性があると考えられます。変化するニーズ等に応える対応力、専門性やスキル向上の必要性も出てくる中で、令和5年度は、選考方法を工夫した結果、社会人経験者の採用が大幅に増えたことから、事業団における入職後の人材育成のあり方や中途採用者等を考慮した人事制度についても、見直しを検討していきます。

中途障害者の新規就労希望の高まりを始め、利用者ニーズの増加・多様化に柔軟に対応するため、事業団内だけでなく、地域の関係機関等との連携や支援体制をより一層強化しながら、オンライン等の新しい支援方法による利用者サービスの選択肢を増やしていきます。新型コロナウイルス感染症の影響により、埋もれてしまったニーズに対しても働きかけることで、支援が必要な利用者には適切なサービスを提供します。併せて本事業団の有する高度な専門性と多職種による連携を活かし、新たに創設された加算報酬の取得に繋げ、収入面でも安定した団体経営を目指します。

地域における障害児支援機関の中で担うべき役割や方向性を明確にし、求められる機能を見直す必要があり、横浜市や本事業団と同様に地域療育センターを運営している他法人との協議を引き続き行っていきます。

協約等(案)

団体名	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
所管課	健康福祉局福祉保健課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	<p>社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条にもとづき、地域住民の参加を促進し、横浜市全域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されています。</p> <p>本会は昭和 26 年に任意団体として設立、昭和 28 年に社会福祉法人として設立認可されました。</p> <p>横浜市内の民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉法人・施設、ボランティア団体などが会員として参加している協議会組織で、事務局として職員が勤務しています。</p> <p>(参考) 区社会福祉協議会(以下、区社協)の設立目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区社協は、区域における地域福祉を推進することを目的としています。 ・昭和 26 年に任意団体として設立、平成 7 年には全区社協が社会福祉法人となりました。 ・区内の民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉法人・施設、ボランティア団体、地区社会福祉協議会(以下、地区社協)などが会員として参加している協議会組織で、横浜市社会福祉協議会(以下、市社協)からの派遣職員が事務局を担っています。
(2) 設立以降の環境の変化等	<p>少子高齢化の進展、雇用形態の多様化、世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などを背景に、支援を必要とする高齢・障害・生活困窮者等が増加しています。例えば、市内の単身世帯は、1980 年の約 14.0 万世帯から、2020 年には約 69.9 万世帯と、約 5 倍に増加しています。</p> <p>また、いわゆる 8050 問題やダブルケア、ヤングケアラー、引きこもり、社会的孤立といった課題が顕在化するとともに、分野別の公的支援制度では解決が難しい「複合化・複雑化した生活課題」を抱える人たちの存在が浮き彫りになっています。加えて、困りごとを誰にも相談することができずに地域の中で孤立し、問題が深刻化してしまうケースも増えています。</p> <p>このような状況の中、新型コロナウイルス感染症により、人とつながる機会が減少しました。さらに、自治会・町内会の加入率の低下、ボランティア組織の高齢化などから、地域の担い手の減少も進んでおり、地域のボランティア組織の継続が難しくなっています。</p>
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	<p>本会では、誰もが住み慣れた地域で孤立せずに居場所を持って暮らし続けられる地域社会を目指し、「横浜市社協 長期ビジョン 2025」を策定しています。また、横浜市を取り巻く環境の変化を踏まえながら、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる よこはま」を実現するため、横浜市と本会が共同して「第 5 期地域福祉保健計画」を策定しました。本協約に掲げる取組は、長期ビジョンの重点取組であるとともに、地域福祉保健計画においても「推進のための取組」として位置づけられています。本協約の取組を通じて、地域の福祉関係者や社会福祉施設により構成される本会の特徴、これまで培った様々な機関・団体とのネットワークや地域支援のノウハウを十分に生かし、地域福祉の取組を推し進めます。</p>

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	無		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由	-		
(4) 協約期間	令和 6 年度～令和 10 年度	協約期間設定の考え方	前協約の期間と同期間

(5) 市財政貢献に向けた考え	全ての事務事業について、外部視点の助言も活用しながら、職場内外での議論を重ねて事務改善・DX化などあらゆる視点から具体的な見直しを進めます。効率的・効果的な執行体制を構築していく中で、経費縮減を図ります。
-----------------	--

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 身近な地域での住民のつながり・支えあい活動の推進

ア 取組	困りごとを抱えている人を、地域の住民や関係機関・団体が連携して見守り、支えあう場づくり・仕組みづくりを推し進めます。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<p>国の孤独・孤立に関する全国実態調査(令和5年)では、何らかの形で「孤独感がある」と回答した人の割合が4割に上っています。過去2回の調査結果とほぼ同率となっており、社会活動がコロナ禍前の状態に戻っても、孤独感を抱く人の割合が変わらない実態が示されています。また、周囲の住民についても、身近に困っている人がいるということに気付かず、異変に気付いてもそれを誰に伝えたらよいのか分からず抱え込んでしまう状況にあります。自治会・町内会の加入率の低下、ボランティア組織の高齢化も進んでおり、地域の担い手の減少・不足が加速しています。</p> <p>このような状況に加えて、新型コロナウイルス感染症により、地域活動の休止や縮小を余儀なくされました。</p> <p>なお、これらの取組は、取組ありきで進めるのではなく、地域住民が主体的に取り組めるよう課題を共有し、意識の醸成を図り、活動しやすい環境を整える支援等を行政や関係機関とともに進める必要があります。</p>		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>つながりを目的とした地域の取組数 [5年間 16,000件]</p> <p>【内訳】 R6:3,200、R7:3,200、R8:3,200 R9:3,200、R10:3,200</p> <p>----- (参考) 令和5年度実績:3,193件</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>身近な地域で困りごとに気づき、相談できる関係をつくるため、交流・居場所づくりを進め、必要な際に適切な支援機関につなげます。</p> <p>また、「支え手」「受け手」の関係を越えた多様な主体の活躍の機会と役割を生み出し、地域住民が自分事として主体的に地域の支えあいの取組を進められるよう支援します。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	<p>団体</p> <ul style="list-style-type: none"> 区役所や地域ケアプラザと連携し、日常的な相談支援に加え、事例の集約・共有等により地区協働や連合町内会をはじめとした地域活動団体の検討や取組を支援します。 交流や居場所づくりを目的とした活動に対し助成します。 	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> 区役所・区協働・地域ケアプラザ職員からなる「地区別支援チーム」において、メンバーそれぞれが把握している地域の状況やノウハウ等を共有し、地域の課題解決に向けて取り組みます。また、各区において区役所と地域のつなぎ役となる「地区担当」を通じて、地域主体の取組を支援します。 	

② 地域における権利擁護の推進

ア 取組	高齢者や障害者、様々な生活課題を抱えた方々が安心して地域生活を送ることができるよう取組を推進します。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<p>国の将来推計によると、認知症の高齢者が2022年の443万人から2040年には584万人に増え、実に高齢者の7人に1人が認知症になる見込みです。また、精神保健福祉手帳を所持する人は、2014年の28,285人から2022年には46,975人、愛の手帳を所持する人は、2014年の25,447人から2022年の36,283人と増加傾向が続いています。</p> <p>こうした様々な背景を抱えた方々が増えていく中、住み慣れた地域で安心して生活し続けるためには、専門家だけでなく、身近な地域の中で対象となる方を受け止め、寄り添い、支えあう支援者の確保が必要です。</p>		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>身近な地域で高齢者や障害児者等の暮らしを支える取組や、ゆるやかに見守る取組への新規参加者 [5年間 1,550人]</p> <p>【内訳】 R6:320、R7:295、R8:320、 R9:295、R10:320</p> <p>※市民後見人養成の講座は隔年開催のため、増減あり</p> <p>----- (参考) 令和5年度実績:318人</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>地域のなかで見守りや支えあい活動を充実させ、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができよう、ボランティア活動などの支援活動に参加する市民を増やします。</p>

主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・本会が実施する事業について、ホームページやパンフレットを活用し周知します。 ・市民、関係団体及び関係者に対し、関連制度や支援活動に関する研修を実施します。 ・支援者を確保するため養成講座を実施します。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の権利擁護関係機関・団体からなる区成年後見サポートネットを実施し、各区域における権利擁護に関する課題の解決に取り組みます。あわせて市域の権利擁護の課題に取り組むため、市成年後見サポートネットを実施し、関係機関と連携してネットワークづくりを推進します。

③ 幅広い福祉保健人材の育成

ア 取組	福祉サービス利用者本位の質の高いサービスの提供や住民同士が支えあう地域づくりに向けて福祉人材の育成に取り組みます。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	福祉業界は、利用者の増加とスタッフの人材不足や高齢化が顕著になっています。また、福祉サービス利用者の状況は多様化・複雑化しており、利用者の幅広いニーズに対応できる福祉人材の定着と育成が不可欠です。一方で、各団体・法人は小規模である場合も多く、独自に人材育成の仕組みを持つことは困難です。更に、制度やサービスにとらわれず、住民同士が支えあう地域づくりに向けて、地域の重要な社会資源である社会福祉法人・施設が地域貢献活動に取り組めるような支援が求められています。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	福祉専門職の育成研修の参加者数 [5年間 34,500人] 【内訳】 R6:6,800、R7:6,850、R8:6,900、 R9:6,950、R10:7,000 (参考) 令和5年度実績 6,769人	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	福祉専門職のスキルアップやモチベーション向上は、サービス利用者の満足度向上に不可欠です。また、人材育成の仕組みを充実させることで人材の確保につなげ、持続可能なサービス提供につなげます。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインや動画配信の活用により、研修に参加しやすい環境をつくります。 ・人材確保支援セミナーの実施など、人材の確保に向けた支援も行います。 ・横浜市内で福祉保健関連の研修を実施しているさまざまな機関の研修情報を集約し情報提供します。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協と連携し、社会福祉法人が地域の活動団体と連携・協働する意義や必要性を周知します。 ・生活困窮、いわゆる「8050問題」、ヤングケアラー等、複合化・複雑化した問題に対応できるように、課題を共有し、市社協が行う人材育成を支援します。 	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	本会事業活動に関する負債は、「年金共済事業（会計上の名称は『退職共済』）」における『退職共済預り金』を除くと約88億円強となっています。そのうち6割を占める「長期運営資金借入金」は、横浜市補助事業「社会福祉事業振興資金貸付事業」実施のための借入金であり、本会財務状況の健全化に向けて削減必須項目となっています。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	長期運営資金借入金の縮減 長期運営資金借入金 27億2,000万円 (単年度目標：R6:49億2,000万円、 R7:43億7,000万円、R8:38億2,000万円、 R9:32億7,000万円) (参考) 令和5年度実績： 長期運営資金借入金 54億7,000万円	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	「退職共済預り金」を除く負債のうち6割を占める「長期運営資金借入金」の縮減を図ることは、本会財務状況の改善につながります。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な返済につなげるため、「社会福祉事業振興資金貸付事業」の貸付先である社会福祉法人に対し、返済事務を案内します。 ・適正な経理処理、定期的な執行状況を把握します。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署と連携しながら、市社協や貸付先である社会福祉法人の状況の変化を注視し、相談・調整を行います。 ・団体の財政状況について必要に応じて助言や改善を求め、健全な財政運営を支えます。 	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	本会では、女性職員の割合が69.3%と高くなっています。その一方で全職員の約30%の男性職員が、管理職全体の約7割を占めています。能力のある女性職員を登用することで、組織運営の質が向上し、全職員のパフォーマンス向上につながると考えています。また、女性職員がこれまで以上に組織の意思決定に関わることで、多様な視点や発想を生かして、複雑化する福祉課題に対応していきます。
---------------	---

イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	管理職総数に占める女性の割合 35%以上		主要目標の 設定根拠 及び人事・ 組織に 関する 課題との 因果関係	次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に関する一体型行動計画において、令和9年度末(10年3月末)の目標として30%を掲げていますが、令和6年4月1日時点で目標を前倒し達成(31.8%)しましたので、さらに高い目標を設定します。 女性職員の割合が多い本会においては、女性職員がキャリアアップできる環境を整備することは、本会の組織的な安定運営や今後の成長に繋がるものです。
	(参考) 令和5年度実績： 令和5年4月1日時点 27.2%			
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新人研修から各階層の研修において、自身のキャリア形成を意識できるようなカリキュラムを追加します。 ・ 意欲と能力のある女性のキャリア形成を支援するため、女性管理職との懇談会等の機会と、女性管理職のロールモデルの紹介や管理職のための支援体制の充実を図ります。 ・ 人事考課面談等を活用し、職員のキャリアプランについて共有するとともに、キャリア形成支援を管理職の人材育成目標として設定します。 		
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体が作成した計画に沿って、人材を育成できるよう情報提供・助言等を行います。 		

協 約 等 (案)

団体名	公益財団法人横浜市総合保健医療財団
所管課	健康福祉局健康推進課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	要介護高齢者、認知症高齢者等の要援護高齢者及び精神障害者等が住み慣れた地域社会で在宅生活を維持するための援助並びにこれらの人々を支えている地域医療等への支援を行い、もって市民の保健、医療及び福祉の向上並びに健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。
(2) 設立以降の環境の 変化等	平成4年の設立以降、平成12年には介護の社会化を目的とする「介護保険法」が施行され、また、平成18年には身体、知的、精神障害者に対する福祉サービスを一元的に提供する「障害者自立支援法」(その後「障害者総合支援法」に移行)が施行されるなど、社会環境は大きく変化している。この間、高齢化により認知症高齢者が増加し、障害者等の要支援者も増加している。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的施設の指定管理業務受託者であることを踏まえ、横浜市の施策動向と当財団の向かうべき方向を一致させ、モデル的役割を果たしていくとともに、民間事業者の担いづら部分等を担うなど、公益的役割及び事業の特色を明確にしながら、社会環境の変化と新たな市民ニーズに対応し、設立目的を果たしていくことを目指す。 ・ 具体的には、認知症を発症した後も地域で理解され支えられ見守られる共生社会を実現していくことや、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」(精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育等が包括的に確保されたシステム)の構築に寄与していくことなどを旨とする。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ (無)		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由			
(4) 協約期間	令和6年度～8年度	協約期間設定 の考え方	前協約の期間と同期間
(5) 市財政貢献に向けた 考え	各支援における利用者数の増加により、利用料金収入の増を目指します。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 認知症者支援

ア 取組	認知症鑑別診断外来を行うとともに、アルツハイマー型認知症新薬外来の開設、若年性認知症に対する普及啓発、地域支援を充実させていく。
イ 公益的使命の達成に に向けた現在の課題等	高齢者人口の増加は続いており、認知症の高齢者人口は将来推計でも増加していくことが見込まれている。承認されて間もないアルツハイマー型認知症の新薬については、開設に向けたハードルが高く一般に広まりにくい状況にある。若年性認知症については40代から60代の発症が多くみられるが、社会的な理解については進んでおらず啓発活動の拡充や活動場所(日中通所先等)が極端に少ないことが課題になっている。

ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	①認知症鑑別診断の実施 令和6年度 1,122件 令和7年度 1,122件 令和8年度 1,122件 ②認知症新薬外来の開設 令和6年度 準備、試行 令和7年度 試行継続、検証 令和8年度 本格実施 ③若年性認知症支援に対する研修等の普及啓発の実施件数と、活動場所の確保・新規開拓の件数、関係機関に対する相談支援の実施件数等を合算した件数 令和6年度 100件 令和7年度 100件 令和8年度 100件 (参考) 令和5年度実績： ①1,076件 ②新規実施 ③91件		主要目標の設定根拠及び公益的使命感との因果関係 ①前協約期間の最大実績値である1,122件を目標値とする。 ②新薬外来の実施には、事前の脳アミロイド検査や、副作用に対する対処等が必要であることから、主として大学病院や総合病院が担っている。当センター診療所で実施することで、診療所（クリニック）での先駆的・モデル的な実践となり、市民が新薬投与へアクセスしやすい環境づくりに大きく貢献していく。 ③若年性認知症コーディネーターは市内4か所に配置となったが、更なる支援の拡充が求められている。
	主要目標達成に向けた具体的取組	団体 ①認知症鑑別診断を継続的に実施する。 ②新薬外来の開設に向け、協力医療機関との連携を進め、検査やフォローアップ体制の整備等を進めていく。併せて、取り組みを通じて得られたノウハウや知見を外部に発信する。 ③若年性認知症についての研修等への講師派遣、活動場所の確保のための通所先の開拓、地域の機関からの相談を受けていく。	
	市	庁内の関係課間で連携をとり、事業実施状況の共有及び必要に応じた助言等を行っていきます。	

② 高齢者支援

ア 取組	高齢になった精神障害者等、他の機関での受け入れが難しい方を高齢者支援施設で受け入れていく。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	職員の対応スキルの向上および緊急時の対応、関係機関との連携についての調整等		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	老人保健施設において高齢精神障害者等の他の施設での受け入れが難しい高齢者を受け入れていく。 令和6年度 6人 令和7年度 7人 令和8年度 8人 (参考) 令和5年度実績： 5人		主要目標の設定根拠及び公益的使命感との因果関係 高齢化した精神障害者が精神科医療施設での入院が長期化することは社会的な課題になっている。また、認知症のBPSD（周辺症状）や精神症状がある方、身寄りのない方等は、施設での受け入れが困難な状況がある。精神科医が常駐していることは当施設の強みであり、他の施設で受け入れが困難な方を受け入れ、介護保険サービスのみならず障害福祉サービスを組み合わせることにより地域生活に向けた柔軟な支援を行っていく。
	主要目標達成に向けた具体的取組	団体 高齢精神障害者等の他施設での受け入れが困難な方を積極的に受け入れていくため関係機関との密な連携を行い、障害福祉サービスとの併用や緊急時の対応等についての仕組みづくりを行っていく。職員のスキル向上のための障害者支援部門との有機的な連携を図っていく。	
	市	庁内の関係課間で連携をとり、事業実施状況の共有及び必要に応じた助言等を行っていきます。	

③ 精神障害者支援

ア 取組	様々な境遇・状況にある精神障害者のリカバリー（障害を抱えながらも希望や自尊心をもち自立し意味のある生活を送ること）が推進され、精神障害者が主体的に人生を選択し、地域のなかで希望を持って暮らしていくことができる共生社会の実現を目指す。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	①医療観察法等の対象者及び矯正施設等の出所者が地域社会へ復帰し共生していくには、地域社会への啓発、専門性に基づいた医療及びより一層の福祉的支援等が必要だが、そういったニーズを満たせる受け入れ施設は限られている。 ②精神障害者のリカバリーを促進するためには、回復した当事者による当事者の視点と経験に基づくピアサポートが効果的だが、ピアスタッフを雇用する事業所は少なく、雇用拡大を阻む課題も明らかではない。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	①医療観察法等の対象者及び矯正施設等の出所者、障害福祉サービス事業所又は精神科デイケアにおいて、毎年1人以上	主要目標の設定根拠及び公益的	①我が国の障害福祉サービス関係予算額はこの15年間で3倍以上に増加した等、障害がある人が必要な障害福祉サービスを利用できる体制整備は急速に進んだ。しかし、心

	<p>(実人数) 受け入れる。</p> <p>②既に雇用実績がある生活支援センターに訪問して課題やノウハウを聞き取り、雇用実績がない生活支援センターにも訪問してピアスタッフの雇用に関する課題を明らかにして、ピアスタッフの雇用拡大と定着を支援する。</p> <p>(目標)</p> <p>①受入目標 令和6～8年度 毎年度1人以上</p> <p>②生活支援センターへのピアスタッフ雇用に関する巡回相談 令和6年度： 雇用センター9回 (新規雇用3センター×3回) 未雇用センター6回(課題抽出) 令和7年度： 未雇用センター6回(課題分析) 令和8年度： 未雇用センター6回(対策の試行)</p> <p>(参考)</p> <p>①令和5年度受入実績：新規受け入れ0人。宿泊型自立訓練および自立訓練(生活訓練)の継続利用者1人。</p> <p>②令和5年度 ピアスタッフ新規雇用センターへの訪問実績：8回 ピアスタッフ未雇用センターへの訪問実績：0回</p>	<p>使命との因果関係</p>	<p>神喪失等により重大な他害行為に及んだ者や、矯正施設等から出所する精神障害者等を受け入れる施設はまだまだ限られている。そこで、積極的に受け入れて再他害行為や再犯防止に取り組むことで、地域共生社会の実現や精神障害者全体のリカバリーの推進に寄与する。</p> <p>②「障害者総合支援法の3年後の見直し」(平成27年12月社会保障審議会障害者部会報告書)で、ピアサポートの活用が謳われて以来、ピアサポートに関する加算が創設され、対象が拡大する等制度的な後押しが開始した。今後、ピアスタッフとして障害福祉事業所への就労を希望する精神障害者の増加が予想されるが、事業所でのピアスタッフの雇用は進んでいない。そこで、雇用センター及び未雇用センターに巡回訪問し、ノウハウを共有しながら地域の事業所と共にピアスタッフ雇用の課題を分析し、課題への対応策を試行する等、ピアスタッフの雇用の拡大に取り組む。これにより、多くの精神障害者が身近な場所で望むピアサポートを受けられ、リカバリーが促進することを旨とする。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p>	<p>精神障害者のリカバリーの推進のために、①横浜保護観察所の社会復帰調整官及び神奈川県地域生活定着支援センターと密に連携を取り、医療観察法対象及び触法障害者の支援に取り組み、その経験を踏まえて地域社会及び関係機関への普及啓発にも取り組む。②ピアスタッフを雇用している生活支援センターに巡回相談を行って定着支援に取り組むと同時に、そこで得た知見を未雇用センターへの巡回相談に活かして共有することで、ピアスタッフの雇用の拡大にも取り組む。</p>	
	<p>市</p>	<p>庁内の関係課間で連携をとり、事業実施状況の共有及び必要に応じた助言等を行っていきます。</p>	

(2) 財務に関する取組

<p>ア 財務上の課題</p>	<p>公益財団法人として安定した経営を継続していくため、収支バランスのとれた健全な財務状況を実現する必要がある。</p>		
<p>イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>一般正味財産期末残高(特定費用準備資金からの取崩額及び特定資産評価損益等を除く。)について前年度決算額を維持。</p> <p>(参考) 令和5年度実績： 一般正味財産期末残高506,442,995円 (特定費用準備資金からの取崩額及び特定資産評価損益等を除き56,271,378円の減)</p>	<p>主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係</p>	<p>コロナ禍による利用者数の減からの回復の遅れや物価高騰などの影響によりマイナスとなった収支を健全な状態にする必要がある。一般正味財産は、返済義務のない自己資本であり、公益財団法人の安定した経営状況や健全な財務状況を表す最もふさわしい指標であるため。(但し、特定費用準備資金は特定の目的のために取り崩す資産であること、特定資産の債権運用に伴う評価損益は原則満期保有を予定しているものであることから指標には含めない。また、今般のエネルギー価格高騰のような急激な物価上昇や、公的使命を果たしていくための投資等については、市と相談しながら対応していくが、必要に応じて、指標とは別に特定資産の活用も検討する。)</p>

主要目標達成に向けた具体的取組	団体	当面、コロナ禍や物価高騰の影響が続くことが見込まれるが、収入確保及び適切な経費執行に努め、公益的使命を持続的に果たしていくための必要な投資も行いながら、収支バランスの取れた財務状況を実現する。コロナ禍で落ち込んだ利用者数を回復し、利用料金収入を確保すべく、部門ごとの稼働目標（収入目標）を設定し、その達成に向けた取組（利用者や関係機関等へのPR方法、受入れ手続き、サービス提供内容などの見直し・検討・実施）を財団職員が一丸となって進めていく。
	市	市の取組事例を共有するとともに、業務監察等を通して、必要な指導・監督を行っていきます。

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	職員の高齢化により今後数年の間に多数の定年退職者が見込まれる。社会の要請に応え財団の公益的使命を果たしていくため、事業運営に必要な人材の確保・育成を行い、運営基盤を強化するとともに、技術・ノウハウを次世代職員へ継承していく必要がある。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>①次代を担う若手人材（専門職・35歳以下）の確保（採用試験の計画的実施）</p> <p>【目標水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度1名以上の採用 <p>②人材育成プランに基づき、多領域・多職種で構成されている組織の利点を生かした組織的・計画的な人材育成（研修計画の策定、実施、見直し・運用の継続を通じて、必要な研修の種類・回数を増やしていく）</p> <p>【目標水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度 計画策定・実施 ・令和7年度 計画の見直し・運用 ・令和8年度 計画の見直し・運用 ・上記を通じて、毎年度、階層別研修や他部署体験研修など、多領域・多職種で構成されている組織に合致した研修の種類・回数を増やしていく。（年度ごとに1種類ずつ増加させ、回数は種類に応じて適切な回数を増やす） <p>（参考）令和5年度実績：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 定期採用試行 3名採用（専門職・35歳以下） ② 階層別研修や他部署体験研修の種類数・回数 延2種類・11回 	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p>	<p>若手人材を計画的に採用・育成することで、技術・ノウハウの継承を図ることができる。また、多領域・多職種で構成されている組織の利点を生かした有機的な連携による人材育成（階層別研修や他部署体験研修、その他必要な研修の実施・充実）を行うことで運営を担う人材を組織的・計画的に育成し経営基盤を強化し、安定した事業運営を継続していくことができる。</p>
			<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>

協 約 等 (案)

団体名	公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会
所管課	健康福祉局生活支援課援護対策担当
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	昭和49年に、寿地区日雇労働者の福利厚生を図るとともに地域住民の福祉に関する事業を行い、もって日雇労働者の勤労意欲の向上と地域住民の福祉向上に資することを目的として、財団法人寿町勤労者福祉協会が設立されました。しかし社会環境の変化を受けて、平成31年4月1日に定款を変更し、現法人に移行しました。現法人は、寿地区の住民等へ保健医療を提供し、地域福祉に関する事業及び、社会参加・就労支援に関する事業等を行い、福祉の向上に資することを目的としています。
(2) 設立以降の環境の 変化等	寿地区は、令和5年11月の高齢化率が53%、住民の93%が生活保護を受給し、要介護者や障害者も多く生活しています。法人設立当時の日雇労働者の街から現在の福祉ニーズの高い街へと変化したため、法人に求められる役割も変わりました。寿町総合労働福祉会館の再整備により、令和元年に現在の横浜市寿町健康福祉交流センターがオープンし、健康コーディネーター室など地域保健ニーズに対応した機能を備えるようになりました。第1期に続き、令和6年度から10年度の第2期指定管理期間も当法人が選定され、施設を運営することとなりました。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	これまでも地域や利用者の状況やニーズ変化に応じた団体運営を行ってきました。寿地区の住民等の福祉の向上を図るため、過去から現在までの状況を把握し蓄積してきた経験やノウハウを生かし、地域と連携した、福祉、医療、介護予防、健康づくりなどの住民への包括的支援、生きがいづくり、社会参加・自立支援などを行っていくことが求められています。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ (無)		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由			
(4) 協約期間	令和6年度～令和10年度	協約期間設定 の考え方	主要施設の指定管理受託期間のため
(5) 市財政貢献に向けた 考え	自主財源の確保と業務効率化・経費削減		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 健康づくり・介護予防の推進

ア 取組	寿地区を中心とし、健康づくり・介護予防等の事業を行い、地域保健の向上を図ります。
イ 公益的使命の達成に に向けた現在の課題等	健康コーディネーター室の利用者は増加しているものの、引き続き、健康づくり・介護予防に関心がない層への働きかけを行い、幅広く活用してもらおうことや、今後の事業展開に生かすため、健康コーディネーター室の取組の成果を測ることが必要です。

ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	① 健康コーディネート室利用者数や出張健康相談利用者数の増加 ・各年度目標 (実数/延数) 令和6年度 600人 39,500人 7年度 620人 39,600人 8年度 650人 39,700人 9年度 670人 39,800人 10年度 700人 39,900人 ② 健康コーディネート室の効果測定について、指標を設定し実施 ・各年度目標 令和6年度 指標の作成 7年度 アンケート実施 8年度 〃 9年度 集計 10年度 事業の見直し	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	① これまでの利用者への働きかけのみならず、簡易宿泊所等への出張健康相談などアウトリーチによる事業を行うことで、健康や介護予防に関心がない層への働きかけも行い、地域住民が日常生活において無理なく楽しみながら、健康づくり・介護予防につながる行動を実践できるよう、その行動を支援する取組や環境づくりを推進することで、地域住民の意識醸成や公益的使命の推進を測る指標とするものです。 参考：簡易宿泊所宿泊者数 R1 居住者/高齢者 5,641人/3,244人 R5 居住者/高齢者 5,340人/2,822人
	(参考) 令和5年度実績： ① 利用者実績 実数 603人 延数 39,404人		② 健康コーディネート室の取組の成果を測定し、地域住民の行動変容に対する役割を確認していきます。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体 ・更なる健康コーディネート室の利用促進を図るため、地域の作業所や簡易宿泊所管理者等と協力し、事業を実施していきます。 ・利用者の意識や行動変化を測定できるような指標を作成し、アンケート調査を実施していきます		
	市 定期的に利用状況を把握し、住民のニーズや課題を明らかにして解決策を共に検討することで、健康コーディネート室の運営を支援します。加えて、寿地区外の事例を紹介する等の情報提供を行うことで、利用者数の増加につなげます。		

② 地区内外の交流の促進

ア 取組	多くの住民が、1室平均3畳という住宅事情の中で日々を過ごしており、生活の質の向上が課題であるため、様々な活動の場への参加を高め、社会参加と生きがいがづくりにつなげます。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	・生活の質の向上や健康づくり・介護予防を推進するためにもまずは活動に参加してもらうことが重要です。また、生きがいがづくり・社会参加という観点から住民や各事業所等と対話を重ね、各事業に継続的に参加していただく仕組みづくりを行っており、構築に向けて一層取り組んでいく必要があります。 ・また、寿地区内外の事業者同士の関係作りや連携のきっかけづくりを行うことで、様々な主体によって寿地区の利益に資する事業が展開されるよう推進します。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	①諸室の利用者人数 ・令和10年度目標：126千人 ・各年度目標 令和6年度 122千人 7年度 123千人 8年度 124千人 9年度 125千人 10年度 126千人 ②寿地区内外の事業者同士の関係作りや連携のきっかけとなる事業の実施件数 ・令和10年度目標：325回 ・各年度目標：令和6年度 250回 7年度 265回 8年度 285回 9年度 305回 10年度 325回	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	・自主企画事業に参加する住民や、各事業所及び地区内外の各団体が諸室を活用することにより、交流促進・住民の社会参加・生きがいがづくりにつながり、諸室の利用頻度が増加に向かうことが、目標達成に寄与すると考えます。 ・寿地区の人口は減少傾向にあるため、事業の参加者数は上限に達していると思われます。今後は複数の事業者の参加により、地区内外の事業者同士の関係作りや連携のきっかけになる事業の実施件数を目標とします。
	(参考) 令和5年度実績： ①122,059人 ②323回(直近3か年平均：244回)		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体 ①諸室の利用方法について周知を図り、利用者及び登録団体数を増加させます。そして登録団体との連携を図り、諸事業への協力を求める、自主企画事業参加者の登録団体化を促進するなど、団体の活性化を図ることにより利用を促進します。 ②数回シリーズで行う企画や協力団体から人を招いて行う企画、有名企業とのコラボ企画、事業所等との対話により生まれる企画等、広い視野によるアイデアを活かした事業企画の推進等により、参加意欲を向上させ参加者定着と相互の交流を図ります。		
	市 ①市の広報媒体を活用し、市民や団体へ広く諸室を周知することで、さらなる諸室の利用者増加に向けて支援します。 ②新たな活動の担い手発掘や新しい視点での事業展開等が行われるよう、広く市民活動や団体間のコーディネートや、地域支援・まちづくりを行う事業者と指定管理者とことぶき協働スペース運営事業者の連携を促していきます。		

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	法人の赤字解消と財務状況安定に向けて、収益事業（診療所、公衆浴場等）の収入増加を図り、支出を抑制する必要があります。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>①事業収益の増加 ・令和10年度目標： 事業収入 183,500千円 (内訳) 診療所 168,400千円 浴場 13,600千円 貸付事業 1,500千円 ・各年度目標： 令和6年度 181,700千円 7年度 182,000千円 8年度 182,500千円 9年度 183,000千円 10年度 183,500千円</p> <p>②年度ごとの事務及び事業内容の点検と見直し 令和6～10年度 事務及び事業内容の点検と見直し実施</p> <p>(参考) 令和5年度実績： ①181,606千円 ②人件費（超勤費）削減を実現</p>	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ・診療事業収入は法人収入の大部分を占めており、二診制を活かした医療提供による診療報酬増は法人経営安定につながります。 ・公衆浴場はサービス向上による利用者の増加が必要です。 ・赤字決算が続いていることから、業務の効率化を行う必要があります。
主要目標達成に向けた具体的取組	<p>①診療所は、内科の医師二診制により、診療内容充実と適切な検査の実施、また地域特性を踏まえた医療提供等による診療報酬増を目指します。</p> <p>②公衆浴場は、浴場協同組合と連携して毎月の季節感あるサービスを実施し、利用客増加に努めます。</p> <p>③毎年度ごとに事務と事業内容の点検を実施し、見直しを行うことで収支均衡を目指します。</p>		
	市		各事業について進捗を管理し、必要に応じて助言・指導を行います。

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	団体の目的を達成するためには、法人の安定的な組織運営と職員の計画的な人材育成が必要です。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>①運営方針の策定と見直し及び共有 毎年度実施</p> <p>②人材育成計画の定期的見直し 令和6年度 見直しに向け協議 7年度 計画の改定 8年度 新計画の実施 9年度 計画の振り返り 10年度 計画の見直し</p> <p>③ストレスチェックやハラスメント研修の実施 毎年度12回実施</p> <p>(参考) 令和5年度実績： 人事給与制度の改定 業務改善提案制度見直し 内部研修25回実施</p>	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ・実情に則した運営方針を定め共有することで、全職員が組織目標を把握し、より効果的に事業に取り組めるようにします。 ・職員がその能力を十分発揮できるよう、人材育成計画を定期的に見直し、計画的な研修とOJTの実施が必要です。 ・働きやすい職場環境を整えるため、情報共有とハラスメント対策が必要です。
主要目標達成に向けた具体的取組	<p>①毎年度、運営方針を策定し振り返りを行います。</p> <p>②策定済みの人材育成計画を定期的に見直し改定します。また改定後振り返りを行います。</p> <p>③法人全職員を対象とした研修を定期的の実施します。</p>		
	市		制度を有効に活用し、安定的な組織運営と人材育成が図られるよう、必要に応じて助言・指導を行います。

協 約 等 (案)

団体名	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団
所管課	健康福祉局 障害自立支援課
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	<p>当該団体は、市のリハビリテーションサービスに関する施策を推進する上で、欠かすことのできない高度な専門性と事業運営に必要なノウハウを蓄積した唯一の団体です。</p> <p>高度な専門性と総合性を活かし、指定管理業務などを通して、医療をはじめ社会的及び教育的、職業的分野に至るリハビリテーションサービスを、市民のニーズに応じて適切に実施すると共に、横浜市の障害福祉施策を専門的見地から先駆的に推進し、リハビリテーション、療育並びに障害者のスポーツ及び文化に関する本市の中核的役割を担っています。</p>
(2) 設立以降の環境の変化等	<p>福祉や医療における法制度の改正や、障害像の複雑化・多様化、就労している保護者の増加、家庭における生活様式の変化、これらに伴う利用者ニーズの増加・多様化など、障害児・者を取り巻く環境には大きな変化がありました。地域の事業所・施設等も飛躍的に増加し、利用者にとってサービスの選択肢も増えると共に、身近な地域で支援が受けられるようになった一方で、適切な支援の質の確保が課題となっています。</p>
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	<p>これまでに蓄積した専門性を総合的に発揮し、福祉・医療・保健等の様々な分野に渡るリハビリテーション、療育及びスポーツ・文化活動に関する質の高いサービスを、従来の枠組みにとらわれず柔軟かつ的確に提供することで、多様化する利用者ニーズに対応します。</p> <p>あわせて、地域の事業所・施設等の関係機関との連携や支援体制をより一層強化し、本市における地域の中核的な支援機関としての役割を担うことが求められています。</p>

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有 ・ (無)		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由			
(4) 協約期間	令和6年度～8年度	協約期間設定の考え方	前協約の期間と同期間
(5) 市財政貢献に向けた考え	外来診療収入を着実に増収し、指定管理料の低減につなげます。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 障害児支援の充実

<p>ア 取組</p>	<p>リハセンターの発達障害対策部門を含む地域療育センター（以下、「地域療育センター」という。）にて、一次支援（初期支援）が令和6年度より本格始動します。一次支援では、速やかな相談対応から始まります。児童の状況を保護者と職員で共有した後、希望がある方に二次支援として、診療等を提供し、その後、各関係職種による専門的な支援として、診断・療育支援・予後予測等の総合評価を行い、保護者へ総合的なプランを提示します。</p>	
<p>イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等</p>	<p>発達障害に関する認知度の高まり等から地域療育センターの利用申込者数が増加するとともに、民間児童発達支援事業所も増加しています。また、就労家庭の増加等の社会情勢が変化する中で、利用者ニーズは多様化してきています。地域療育センターも開所当初の想定から事業の方向性やサービス・支援内容を変化させる必要があり、時代に即した利用者本位のサービスが求められています。</p> <p>①ニーズや生活スタイル等の変化に対応する多様なサービスの構築 ②幼児・学齢児ともに、相談申込後、タイムリーに支援できる体制・サービスの構築 ③一次支援（初期支援サービス）と二次支援（診療等）へのサービス展開の課題抽出 ④二次支援における各児童の特性に沿った総合評価・総合プランの提供 ⑤児童の所属する集団等の関係機関へのインクルージョン支援や、地域の子育て支援拠点・地域活動ホーム・民間児童発達支援事業所・放課後等デイサービス等への連携強化</p> <p>以上の課題等のうち、これまでの取組を踏まえ、今期は④について重点を置いて取り組みます。</p>	
<p>ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>保護者が我が子をより客観的に理解することを目的とした児童のアセスメント及び支援プラン、支援・サービスの根拠等を書式にまとめ、総合プランとして提示します。</p> <p>なお、子どもの状態像の説明、診断、医療プランの提示は、すでに診察時に、医師が書面にて保護者にお渡ししています。今回の取組は、医師だけでなく、様々な職種のアセスメントを加え、多軸的・総合的なプラン提示を目指すものです。書式の修正を始め、どのタイミングで総合プランの提示が可能なのかなどシステムの見直しから実施します。</p> <p>令和6年度：計画・試行 各センターで対象等を検討し、試行。 全体（5センター）で目標100件</p> <p>令和7年度：導入・修正 各センター年中・年長児の新患（約180件）の7割を想定して導入、運用等の修正。 全体（5センター）で目標630件</p> <p>令和8年度：本格稼働 各センター未就学児の新患（約500件）の7割を想定して本格稼働。 全体（5センター）で目標1,750件</p> <p>（参考）令和5年度実績：検討プロジェクトを立ち上げ、総合評価の書式案を作成・検討</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p> <p>近年増加している発達障害の特性は、周囲の環境等によって変化はするものの、生涯にわたって継続するものです。インターネット等で簡単に情報収集ができる時代となり、ある程度知識を得た状態で地域療育センターの利用を開始する保護者も少なくありません。保護者は、児童が小中高、成人期までの予後を含めて、今後、集団や地域でどのように生活をしていけば良いのかという不安・心配・悩みを抱えています。</p> <p>地域療育センターでは、診察の機会を提供することのみを目的とせず、多職種による多軸的・総合的なアセスメントによる支援を提供し、予後予測に基づいた予防的介入が求められます。</p> <p>多くの専門職種が関わることによって、総合的に児童の評価ができるとともに、保護者にとっても我が子をより客観的に知るきっかけになり、児童に合った環境選択等の支援を、職員と一緒に検討することが可能になります。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>令和6年度に各地域療育センターで総合プランの提示時期や運用方法を検討・施行します。令和7年度は、令和6年度の状況を事業団全体で情報共有し、運用方法・書式の修正等を実施します。令和8年度は、前年度までの結果を検証した上で、運用内容を確定させ、共通書式で本格稼働します。</p> <p>多職種による高度な専門性に基づく総合的なアセスメントは、地域療育センターの強みを発揮できる取組です。運営法人が異なる地域療育センターにおいても同様に実施できるよう、情報共有の場の提供や連携等支援に取り組みます。</p>	

② 中途障害者の就職及び定着に向けた当事者と企業の双方への支援

ア 取組	中途障害者の新規就職、就労定着に向けた当事者の自己分析シートの作成、広報、企業への就労と定着に向けた支援	
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<p>リハセンターを利用する中途障害者について、復職希望者に加え、新規就労希望者が増加しています。これら新規就労希望者は、就労の準備をするにあたり、障害特性を踏まえ、自分ができること、周囲からの支援が必要なことなどを自己分析し、それを採用募集先の企業に説明し、実際の採用活動、採用されてからの就労の定着に活かす必要があります。特に「気づきの障害」を抱えた高次脳機能障害の方には、作業、模擬採用面接、職員との面談をふまえ、自己分析を完成させます。そのため、一定の時間を要し、職員の支援方法と支援ツールを標準化する必要があります。</p> <p>また、障害者法定雇用率は段階的に引き上げられ、企業としてはその達成に向けた採用の活性化はあるものの、実際の採用には必ずしも至らず、「雇用はしたいが、実際にどのような業務を任せたらよいか、安定して就業継続できるか不安」といった声があり、当事者及び企業のニーズが達成されていない状況にあります。</p>	
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>当事者・企業等への支援件数 令和6年度：40件 令和7年度：45件 令和8年度：50件</p> <p>(参考) 令和5年度実績：新規目標</p>	<p>利用者にとって自己分析シートの作成は、自身の障害への気づきや障害特性からくる就業上の困難さを自覚し、自己認識を深める作業になります。また、利用者自身の状態像を自らアピールすることに繋がります。自己認識を深める過程では、「障害の客観的評価」「障害の気づきへの支援」「障害の受け止めの支援」などの段階を踏む必要があり、その過程では医学的な支援が必要となります。このことから、医学的評価をふまえた支援ができる当センターの強みを活かして次の取組を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医学的評価を含む障害の客観的評価 ② 障害の気づきと受け止めの支援を経たうえで、特性を見極めた自己分析シートの作成の支援 ③ ハローワーク等公的機関と連携した広報 ④ 報酬算定されず、民間事業所ではやりきれないフォローアップ支援についても、必要な場合は企業に細やかな支援を行います。
主要目標達成に向けた具体的取組	<p>団体</p> <p>初年度は、利用者には、職員が記入の支援を行いつつ、自身が主体となって自己分析シートを作成できるよう、個々の障害特性に応じたシートの整備を実施します。自己分析シートは、新規雇用希望者だけでなく、復職（元の会社に戻る）の希望の方にも、復職先の要望によっては有効であると考えられ、必要に応じ活用します。</p> <p>次年度は、事業団ホームページにて広報し、利用者の希望と了解のもと、本人が就労を希望する企業への情報提供、実際のマッチングを行います。興味を示した企業には、積極的に働きかけ、リハセンターの職員が、就業業務内容の相談、企業内実習の支援を行います。就職後は一定期間の後、個別の状態に合わせた職務内容の見直し提案など就労定着のためのフォローアップ支援を行います。</p> <p>就労支援機関・就労仲介事業者等への広報の拡大は適宜必要な見直しを行い、実際のマッチングと継続した企業支援を行います。企業からの問合せの拡大に向けては、ハローワークに働きかけるとともに、企業への広報を積極的に行います。</p> <p>最終年度は、前年度までの企業からの問合せ状況を踏まえて、必要な当事者支援や、ホームページ改修等広報の拡大に努めます。また、前年度までに採用が決定した企業に対し、インタビュー等で状況を確認し、企業側のニーズを汲み取り、利用者支援に繋がります。</p>	
	<p>市</p> <p>他団体等の取組の共有や広報について適宜助言を行い、目標達成を支援します。</p>	

③ 障害者が身近な場所でスポーツ・文化活動に取り組む環境の整備

ア 取組	地域における障害者スポーツ・文化活動の環境整備に向けた障害福祉事業所等への支援		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	これまでの取組を通じ、障害福祉事業所等への障害者スポーツの支援が進むとともに、市内の関係団体や機関との関係が築けてきました。今後はこうして繋がった事業所や団体等が、より主体的・継続的にスポーツ・文化活動に取り組めるようにすることと、支援の質的な充実を図ることが課題です。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	地域におけるスポーツ・文化活動支援の強化（新規及び継続支援） 【年度ごとの目標】 令和6年度：54件 令和7年度：63件 令和8年度：72件 ----- （参考）令和5年度実績： 地域における障害者スポーツ活動支援の実績 47件	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	障害者のスポーツ活動をテーマに、新たな事業所等への支援に取り組み、関係を広げました。こうした事業所等に対して、主体的に活動が継続できるようにフォローアップを行うとともに、今後は文化芸術活動支援を加え、さらに多くの障害者がスポーツや文化活動に親しめる機会を増やします。そのため障害者団体・機関との関係を深めながら、身近な地域における活動環境の整備を進めます。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	1. 障害福祉事業所等での直接的なスポーツ・レクリエーション指導 2. 施設職員や支援者を対象とした研修会やコンサルテーション 3. 地域におけるスポーツ・レクリエーション、文化芸術イベントの企画、運営、協力	
	市	目標実現に向けて、障害福祉事業所等との連携を積極的にサポートします。	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	安定的な団体運営のため、収入の増加に取り組む必要があります。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	リハビリテーションセンター 外来診療収入実績の令和5年度比10%増 令和6年度：155,891千円 令和7年度：159,693千円 令和8年度：167,297千円 ----- （参考）令和5年度実績：152,089千円	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	リハセンター診療所の収支を安定したものとするためには、収入の着実な予算達成が必要となります。そのため、新型コロナの流行により、令和2年度より急激に落ち込んだ診療所収入の回復および増収を目指します。 また、令和6年度の診療報酬改定に対応するにあたり、新たな加算報酬の取得を模索するとともに、加算報酬を今後も安定して得られるよう体制作りを進めます。 さらに、電子カルテの導入に伴う診療所運営の再構築を進めており、業務の効率化や事務負担の軽減を図ることで、外来診療における診察・訓練等の機会を創出し、収入の増加を目指します。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	令和6年度は、改定された診療報酬と現体制で算定可能な加算をあらためて確認し、随時算定を開始します。なお、新設された加算の取得に向けて必要な要件等を確認し、研修等による要件獲得を推進し、次年度以降に確実な加算算定が可能となるよう取り組みます。また、電子カルテ導入に伴う診療所運営の再構築や業務の効率化、事務負担の軽減を図り、次年度以降の診察・訓練等の機会創出に向けた準備を行います。 令和7年度は、前年度からの要件獲得の推進をもとに、新たな加算の算定を開始し、確実な増収につなげていきます。今後も継続して加算算定が可能となるよう、人員体制の整備・構築や各職員の資格等の確認・取得を進めます。また、電子カルテの導入で得られた効率増や負担軽減の効果を最大限に活かすことで、診察・訓練等の機会創出を行い、更なる増収につなげていきます。 令和8年度は、令和6年度および7年度に実施した「加算要件の確認・取得の促進」「加算取得を見越した体制整備」「電子カルテ導入に伴う効率化・省力化」を総合的に捉え、必要なブラッシュアップを適宜行うことで、診療所が継続して確実に収入を確保できる体制および構造となることを目指します。	
	市	各年度の取組に適宜助言を行い、目標達成を支援します。	

(3) 人事・組織に関する取組

<p>ア 人事・組織に関する課題</p>	<p>人材の確保がますます困難になり、転職のハードルが下がってきている社会的背景を踏まえると、人材の流出を抑制し、職員の定着を促進することは安定したサービスを継続的に提供するために欠かすことのできない組織運営上の必須課題です。</p> <p>また、人材確保が厳しい状況の中、質の高い人材を採用するため、積極的に経験者採用（中途採用）を取り入れるなど、採用活動の見直しを図ってきています。加えて、経験者採用（中途採用）が増えることにより、従来の人材育成の考え方や関連する人事諸制度を見直す必要性が生じてくることが考えられます。</p>		
<p>イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>近年の採用状況や退職傾向に基づいて、離職を防止するための計画を策定し、実施します。</p> <p>令和6年度：近年の採用・離職状況等の分析と人事諸制度の課題の洗い出し</p> <p>令和7年度：職員の定着（離職防止）に関する計画の策定と人事諸制度の改定</p> <p>令和8年度：計画に基づいた具体的な取組の開始、改定された人事諸制度の運用開始</p> <p>（参考）令和5年度実績：新規目標</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p>	<p>令和3年度から、職種や専門領域を超えた採用プロジェクトを継続的に実施し、採用活動や選考方法を見直した結果、応募者の増加を実現しました。しかし、今後転職のハードルが比較的低い中途採用者が増加していく中では、離職防止に向けた取り組みはまだ充分とは言えません。</p> <p>職員の離職が増えると、優秀な人材を失うだけでなく、既存職員の負担も増え、連鎖的な退職者が出るなど悪循環になりかねません。また、採用や人材育成にかかるコストも増加します。</p> <p>適切な離職防止策を実施することで、質の高い専門的なサービスを継続的に提供していきます。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p>	<p>①在籍する職員に対するヒアリング調査のほか、過去の退職者に関する退職理由、退職時の年齢・勤続年数などを調査し分析するとともに、新たな退職者に対して、退職時のアンケート・退職時面談等を実施し、退職者の傾向を把握し改善点を抽出します。</p> <p>②近年の経験者採用（中途採用）の増加に伴う人事諸制度の課題を洗い出し、制度の見直しを行います（採用時の待遇、昇格基準、階層別研修のあり方など）。</p> <p>③短期と中長期的な視点で、効果的な離職防止策を策定し、制度化につなげます。職員の高いモチベーションを維持し、組織へのエンゲージメントを向上させることで、職員の定着を図ります。（多様な働き方の検討、職種毎の人材育成プランの見直し、内定者フォローの強化に関する取組など）</p>	
	<p>市</p>	<p>本市及び他自治体等における人事制度等の共有等、適宜助言を行い、目標達成を支援します。</p>	

令和6年度

横浜市外郭団体等経営向上委員会 答申

団体名	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会			
総合評価分類	団体経営は順調に推移	事業進捗・ 環境変化等に留意	取組の強化や 課題への対応が必要	団体経営の方向性の 見直しが必要
委員会からの 意見	<p>「公益的使命の達成に向けた取組」の「身近な地域の見守り・支え合い活動の推進」と「権利擁護の推進」が「未達成」となっている。</p> <p>団体が担っている事業が多岐にわたっていることから、引き続き、指定管理施設を含む現行業務の再編や整理等の見直しを進めるとともに、団体が今後策定する「長期ビジョン」や「中期計画」にも事業方針が具体的に示されることを期待する。</p> <p>また、業務効率化や経費の見直しを一層進めるとともに、寄附金等の収益を増やす取組についても積極的に推進することを期待する。</p>			
団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体			

令和6年度

横浜市外郭団体等経営向上委員会 答申

団体名	公益財団法人横浜市総合保健医療財団			
総合評価分類	団体経営は順調に推移	事業進捗・ 環境変化等に留意	取組の強化や 課題への対応が必要	団体経営の方向性の 見直しが必要
委員会からの 意見	<p>「公益的使命の達成に向けた取組」の「認知症者支援」と「高齢者支援」及び「財務に関する取組」が「未達成」となっている。</p> <p>団体に取り組む若年性認知症支援が着実に成果を上げていることは高く評価できる。</p> <p>一方で、目標設定の前提となる支援対象者数等を把握するなど目標の設定根拠は明確にする必要がある。</p> <p>引き続き、市と連携し民間企業への普及啓発活動を行うなど若年性認知症当事者の就労の継続・推進につなげてほしい。</p> <p>また、エネルギー価格高騰や物価高騰の影響が大変厳しい状況ではあるが、事業の見直しや効率化を進めるとともに、市以外の国や県等の補助金など新たな収入源を積極的に確保し、団体経営の安定化につなげてほしい。</p>			
団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体			

令和6年度

横浜市外郭団体等経営向上委員会 答申

団体名	公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会			
総合評価分類	団体経営は順調に推移	事業進捗・ 環境変化等に留意	取組の強化や 課題への対応が必要	団体経営の方向性の 見直しが必要
委員会からの 意見	<p>「公益的使命の達成に向けた取組」の一部、「人事・組織に関する取組」が「未達成」となっている。</p> <p>新協約において、公益的使命の取組として健康コーディネート室の成果を検証するアウトカム指標に資する目標を新たに設定したことは評価できる。</p> <p>一方で、令和3年度から3期連続の赤字決算であることから、各事業の収支状況を詳細に分析するなど財務に関する取組を早急に強化すべき。収益増の目標に加えて、費用の見直しや業務効率化に関する目標を追加するなど具体的な対応を検討してほしい。</p>			
団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体			

令和6年度

横浜市外郭団体等経営向上委員会 答申

団体名	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団			
総合評価分類	団体経営は順調に推移	事業進捗・ 環境変化等に留意	取組の強化や 課題への対応が必要	団体経営の方向性の 見直しが必要
委員会からの 意見	<p>協約目標は全て「達成」している。 新規・拡充事業を数多く展開するなど市民サービスの向上に向けた積極的な取組は高く評価できる。</p> <p>一方で、電子カルテの導入等による業務の生産性や効率化の効果を検証するなど、現行業務の再編や整理等の見直しを継続的に進める必要がある。</p> <p>また、安定したサービスを継続的に提供するためにも、引き続き離職を抑える取組や積極的な採用活動を推進するとともに、検証・評価できる指標を設定することが求められる。</p>			
団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体			